

1. 件名：「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（伊方発電所第3号機の設計及び工事の計画の認可申請並びに設計及び工事の計画の変更認可申請（火災防護審査基準の改正に伴う基本設計方針の変更））【4】」

2. 日時：令和4年10月19日 16時00分～18時20分

3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室（一部TV会議システムを利用）

4. 出席者（◎・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

奥企画調査官、中川上席審査官、西内安全審査官、中野安全審査官◎

原子力規制企画課 火災対策室

齋藤火災対策室長、西野室長補佐、田邊係長

四国電力株式会社：

原子力事業本部 原子力部

核物質防護・工事グループリーダー 他3名

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料：

・資料1 伊方発電所3号機 火災感知器追設工事 設計及び工事計画認可申請に係る審査でのコメント等管理表

・資料2 伊方発電所3号機 火災感知器追設工事に係る設計及び工事計画認可申請書の補足説明資料

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	原子力規制庁の西内です。それではこれから伊方発電所3号機の火災バックフィットに関わる設計上工事計画認可申請のヒアリングを始めたいと思いますよろしくお願いします。
0:00:12	それでは最初に四国電力の方から、簡潔に結構ですので、知らないようなご説明からお願いします。
0:00:21	はい。四国電力原子力部の盛田と申します。本日お時間とっていただいてありがとうございます。それでは前回、
0:00:29	審査会后以降の、
0:00:33	コメント等について担当の方から、
0:00:35	概略を説明させていただきます。
0:00:42	四国電力高木です。それでは前回のヒアリングからのコメント回答ということで概略の方、説明させていただきます。
0:00:50	まず、コメントNo. 2と3につきましてこちらへと、適合対象条文の整理に関するものとなります。具体的に修正したところが、
0:01:01	通し番号12ページをお願いいたします。
0:01:05	12ページ10条の安全設備に関する衛藤。
0:01:10	金節工認が的営本設工認が的、懇切本人で適合対象条文となるか審査対象上部となるかというところで、
0:01:20	ちょっとコメントいただきましてこのように反映しております。適合対象条文には該当しまして、審査対対象条文には該当しないように整理をして、
0:01:31	おりまして、こちらへと、
0:01:34	通し番号4ページの、
0:01:36	ところ。
0:01:38	説明をさせていただければと思うんですけども、まず消火設備の関連系に感知器が該当するかどうかというところで、
0:01:46	と適合対象条文になるけれども審査対象条文にはならない、ならないのところが分かれると考えてございまして今回の工事範囲で、消火設備の起動に関わるところに、
0:01:58	衛藤、
0:01:59	今回の工事の内容が入ってくるかどうかというところ。
0:02:03	こちら4ページから5ページのところで整理してございます。今回感知器のバックフィットの設工認ということで感知器の増設または消火設備の、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:13	と兼用していくんですけれども、まず 4 ページのところ、(1)で感知器を増設する場合に、消火設備の記号、消火設備の起動信号に、
0:02:24	影響を与えるかどうかというところを整理してございまして、こちらは全く消火設備には触れないものとなりますので消火設備の機能に影響を与えないということで、
0:02:33	増設する場合に関しては、工事、増設工事の場合については、消火設備には、消火設備の起動信号に影響を与え、ないため、
0:02:44	こちらは
0:02:48	この工事に関しては、十四条には、すいません、10 条に、
0:02:55	変わりませので、審査対象条文には、
0:03:00	ならない、審査対象にはならないと考えてございます。また、
0:03:05	次の 5 ページのところ(2)としまして既設ハロンの消火設備専用感知器を兼用する場合の、
0:03:12	工事内容を記載してございます。こちら消火設備の起動信号を変更するものではございませんので消火設備の機能に影響を与えるものでは、
0:03:23	ないと考えてございましてと。
0:03:27	消火設備を兼用する場合においても、十四条の審査対象条文に影響を、該当するような工事内容ではないと考えてございます。
0:03:37	そのため 12 ページに示します通り、適合対象条文とはなりますが、
0:03:43	審査対象条文にはならないということで、丸×バツという表記を、
0:03:48	表記に見直しをさせていただいてございます。またその丸岡コメントナンバー3 のところ、特定の区画を例にしてどのような、
0:03:58	数字になりますというところかというところで 6 ページのところ、
0:04:03	例として、
0:04:06	今回のハロン消火設備の感知器を流用する場合の、
0:04:11	イメージとして、6 ページに、
0:04:14	例を示してございます。
0:04:17	黒石ンボルでSと書いて、
0:04:20	四角いシンボル、中にSと書いているものが、直接の煙感知器で一つの頭起きたようなものが熱感知器でこれらは、
0:04:29	ちょっとバックフィット前、既設の感知器として、閉じ火報設備として設置している感知器となります。
0:04:36	今回このバックフィットの
0:04:38	設計におきまして、このエリアにおいて、追加の感知器が

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:43	必要数量をまず判定するんですけれども必要数量を算定した時にこの黒いシンボルの
0:04:49	人数で足りない場合には追設感知器を追設する必要が、
0:04:53	ございますが、
0:04:56	移設する場合にそのエリアで消火設備用の感知器をすでに設置している場合には、新しく感知器を付けるのではなくて消火設備を利用するというので、
0:05:08	事業する。
0:05:09	ように、
0:05:15	利用することとしておりまして、乾式を利用する場合にはこのような貯水
0:05:28	施設が必要なエリアでハロンの
0:05:31	消火設備用の感知器がついている場合には、それらを利用するように設置をするようにして、
0:05:46	ちょっとすいません。
0:05:49	2番と3番対象条文となるかどうか審査対象条文となるかどうかについては、
0:05:56	今回は、
0:05:58	10条については審査対象条文にはなりますが、失礼しました適用条文にはなりますが審査対象条文にはならないと整理をさせていただきます。
0:06:10	次、
0:06:12	4番の話でこちらのコメント回答の方で個別説明資料において反映いたしますと、
0:06:20	記載をさせていただきますこのような記載、回答の、
0:06:24	回答しておりますコメントが4番5番。
0:06:27	一番20番。
0:06:28	ございますので、これらについては具体例を一つ、SFPエリアを、
0:06:34	説明することで、概略説明とさせ
0:06:39	4番にいきます。
0:06:41	で、
0:06:42	個別、
0:06:44	説明する箇所について、見直しフロー適切に反映、整合させること。
0:06:50	ということで、57ページを、通し番号57ページを、
0:06:56	お願いいたします。
0:07:03	こちらSFピットエリアの
0:07:06	火災感知器の設計について記載したものとなっております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:13	こちらで 57 ページの一番上のポツで、設計基準の満足についてということ、
0:07:20	他のエリアも同様と同様の構成としてございますが、ちょっと設置基準を、
0:07:31	設置基準の説明につきましては、それぞれのエリアにおいてこのCポツの設計基準の満足についてという、
0:07:38	整理の仕方をしてございましてこのように、
0:07:41	このポツの項目で、
0:07:44	説明をしてございます。
0:07:47	次の 5 番のコメント個別エリアの説明においてDSAの提携状況を反映することということで、
0:07:55	1 枚、すいません。
0:07:59	以上、お願いいたします。
0:08:02	こちら
0:08:03	で、
0:08:06	個別エリアの説明をする範囲におきまして火災防護対象等が設置されている場合においてはこのような、図 7-3-4 のような、
0:08:17	物を示させていただいております、
0:08:20	そのエリアの中における、対象設備の配置を明示するように反映してございます。
0:08:28	続きまして 18、
0:08:30	コメント。
0:08:31	18 の、
0:08:33	ご確認事項につきまして、消防法施行規則通りに設置できない箇所に設置する火災感知器について、環境条件に、
0:08:41	該当する火災区域区画の状況等を網羅的に説明することということで、こちら、
0:08:47	55 ページ。
0:08:48	をお願いいたします。こちらで、
0:08:51	またSFPの例となるんですけども、
0:08:54	この 7 ポツ 3 ポツ 1 のように、まずそのエリアの、
0:08:58	と環境条件がわかるように、まず概要を説明するように、
0:09:03	と。
0:09:04	説明するように、資料構成を見直してございます。
0:09:09	つきまして衛藤。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:11	ネット 20 番漏れなく確実に感知できるかの説明について、火災の現象論の考え方を踏まえて審査資料を充実すること。
0:09:19	ということで先ほどと、
0:09:21	同じ箇所になるんですけれども 57 ページをお願いします。
0:09:27	こちらのCポツの設計基準の満足についてというところでこちらに、
0:09:31	漏れなく確実に火災が感知、
0:09:34	できる、当社の整理を記載するように構成を見直してございます。
0:09:41	これが個別エリアに対する話は、このように、
0:09:46	これを見直してございます。
0:09:49	6、
0:09:52	カラー
0:09:56	から 9 の、
0:09:58	範囲につきまして、40 ページをお願いいたします。
0:10:04	20 ページから当社の火災感知器の設計プロセスを、
0:10:08	と兵頭フローで図示、説明している。
0:10:12	白となります。
0:10:14	藤。
0:10:15	この、40 ページのところ、表 551、
0:10:20	のところで具体的に、
0:10:24	6 ポツのコメントで、
0:10:29	環境条件に応じた感知器の記載に矛盾があるということで資料内の矛盾が、
0:10:34	あったというご指摘をいただいたところにつきましてフローの
0:10:38	藤加来菱形の条件、あ、失礼しました。
0:10:44	フローに記載している消防法施行規則の条件と、こちらの表で、
0:10:49	記載している条件がちょっとあって整合していないというコメントをいただき、
0:10:53	まして整合させるように表を見直してございます。
0:11:00	7 ポツ、
0:11:03	のところでフローの中で結論の
0:11:06	条件が 2 度出てくるというような、
0:11:09	私のコメントをいただいたと思っております、こちら 72 ページ 70、失礼します 42 ページ。
0:11:15	43 ページのところで結論が 2 回出てくるんですけれども、
0:11:19	と 42 ページ。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
 発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:21	の左の列、上から、
0:11:27	7 個目のひし形のところで結論がまず 1 回出てきますがこれは、
0:11:32	この
0:11:36	42 ページのフローにつきましては消防法施行規則通りに、
0:11:40	再感知器を設置できるかどうかを判断するフローとなっておりまして、こちらの、
0:11:46	こちらで記載する結論。
0:11:48	等の条件につきましては、施行規則通りに設置できるかどうかを判断するために、判断するための意図としても、
0:11:58	判断するイトウ、
0:12:00	そして、
0:12:02	判断する条件として、
0:12:04	こちらに記載してございます方で 43 ページの方でもう一度結論の条件が出てくるんですけども、こちらはちょっと、
0:12:15	消防法施行規則に照らし合わせた場合に、結論の条件があると、規則通りに設置できないけれども無煙火災を感知する必要があると考えてございますので、こちらは結露が、
0:12:27	発生するエリアではどのような堰をするかという判断。
0:12:31	をするための
0:12:34	条件として記載してございましてどちらも同じ結論の条件にはなるんですけども、
0:12:41	1 回目一つ目のフロー。
0:12:43	42 ページの、
0:12:45	結論については規則通りに設置できるかどうか、43 ページについては、
0:12:49	結露が発生した場合にどのような対策を、
0:12:53	用いるかというところを、
0:12:59	区別するための条件として、
0:13:04	設けているフローとなりますので同じ条件となるんですけどもそのような意図で、2 度、
0:13:09	後条件を提示してございます。
0:13:13	チェックフローの話で 8、コメント 8 の、
0:13:17	ところで、衛藤。
0:13:24	40 ページの、
0:13:33	40 ページの表 551 のラインナップ一覧がどのように、
0:13:40	片発電所としてどのように、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:42	これらを、
0:13:44	選定したのかが整理できていないということで、
0:13:48	Ⅳ、
0:13:53	平子の、
0:13:54	小脳。
0:14:01	35 ページから始まる、5 ポツ 5 の火災感知器の選定設置方法の考え方についてを、
0:14:09	あと 35 ページから、
0:14:13	あと 340 ページにかけて文章で説明したものを、
0:14:17	表のようにまとめておりました、
0:14:20	あとボポツ 5、
0:14:22	の考え方でラインナップを、
0:14:25	等、
0:14:27	表として提示した。
0:14:30	もの、整理しているように資料構成を見直してございます。
0:14:36	続きまして 9 ポツのコメント。
0:14:39	外気が流通する場所は、
0:14:41	消防法施行規則の条件と、
0:14:44	確定させた上で他の条文で有効に感知できない等のフローを整理すること、また設置場所外、
0:14:51	屋外と重複しないか見直すことということで、
0:15:00	42 ページをお願いします。
0:15:04	当社としましては、外気が流通する場所と屋外とは別のものとして考えてございまして、まず重複するものではございません。
0:15:15	このため当フローズとしましても屋外と外気が流通する場所、
0:15:20	あとはフーズで別々のし方として、プロセスの中に組み込んで、設計するように、
0:15:25	としてごさい。
0:15:27	ます。
0:15:32	見ましてフローの
0:15:42	で 10、コメントナンバー 12 番と 13 番。
0:15:48	今日の衛藤。
0:15:51	非常に関わるコメントとなりまして、
0:16:01	フローの記載を見直したという内容になりますこの、
0:16:05	コメントをいただいたことを踏まえまして 42 ページ、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:09	一番左下の、
0:16:11	使用済み燃料ピットへの波及影響リスクが大きく、
0:16:15	火災感知器の設置または保守が困難な場所かと。
0:16:19	火災感知器の設置方法のフローにおいて、
0:16:23	選定条件を、条件の記載を見直してございますこちら 43 ページの左下、下から 2 番目の四角のところにも同じ文言を記載して、
0:16:34	コメントNo. 13 番。
0:16:37	の方も、こちらもフローの文言の見直しを行っておりまして 43 ページの左下の、
0:16:44	シバタの記載を見直してございます。
0:16:48	医療に関わる場所は、
0:16:50	上等。
0:16:57	続きましてコメントナンバー10 番のところで、
0:17:01	選定した火災感知器が、ハロン消火、ハロン専用感知器の金を含むことがわかるように審査資料に反映のことということで、50 ページを、
0:17:11	お願いいたします。
0:17:18	50 ページに、
0:17:21	当社の設計におきまして火災感知器が、火災感知器の追加が必要になった場合の、
0:17:26	感知器を追加する、または所、消火設備の感知器を兼用する、いずれかの方法で火災感知器のそのエリアにおける必要数を、
0:17:37	満足させることとするという旨をこちらに追記させていただいております。
0:17:50	続きましてコメントナンバー11 番。
0:17:53	はい。
0:17:54	区域。
0:17:57	再政府とエリアの、
0:17:59	と火災区域。
0:18:01	ふう。
0:18:02	について火災防護審査基準の定義に基づくと、
0:18:06	耐火比木で囲われていないと考えるは、
0:18:09	区に来ている理由を再稼働時の考え方を確認の上説明することということで、
0:18:15	9 ページを 2 倍した。
0:18:24	すいません 7、失礼しました。7 ページをお願いいたします。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:29	7 ページのところにその考え方の方を整理して記載してございます。
0:18:34	使用済み燃料ピット、
0:18:37	なんで、ご指摘の通りピット上部にはコンクリートへ気がないんですけれども、ピットには水が、
0:18:45	富田瑞美さ、満たされておりまして、その区域境界における
0:18:52	火災の影響が相互には影響が、
0:18:54	ないと考えてございまして耐火性能が、
0:18:57	イトウ、
0:19:01	いうふうに当社では考えて、
0:19:03	ございます。
0:19:14	コメントナンバー14 番と 15 番。すいません、14 番につきましては、
0:19:20	それと、
0:19:20	審査会合前のヒアリングでいただいたコメントとなっております審査会合資料。
0:19:25	でお示しました概要説明資料に、
0:19:28	フロー図を、衛藤。
0:19:31	今、整合させたフロー図を、
0:19:33	取り込むように反映してございます。
0:19:46	10、2 月 15 番の、
0:19:49	と。
0:19:51	用語の定義の話になります。35 ページをお願いします。
0:19:58	35 ページの(1)から始まる。
0:20:01	普通の、
0:20:02	二つ目のパラグラフ、このことからのところで、
0:20:06	用語の定義づけをさせていただき、次、させていただきました。
0:20:11	まず、障防法施行。
0:20:14	37 条で定められた検定品であるものを、感知器と定義してございまして、
0:20:21	感知器と同等の機能を有する機器。
0:20:24	均質装置と定義しております。
0:20:29	指定と感知器と検出装置の総称として火災感知器、
0:20:35	訴訟火災感知器と、当社では、
0:20:39	整理してございます。
0:20:46	続きまして 10、コメントNo. 16 番。
0:20:49	ところで、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:51	39 ページを、
0:20:53	はい。
0:20:57	こちらですねえと。
0:20:58	ヒアリングの中で消防法施行規則、
0:21:04	の記載と整合していないところがあるというようなコメントをいただきまして米、具体的にはジーンアイと水蒸気が多量に滞留する場所、
0:21:14	に対して当社では富士感知器以外は設置できないような、
0:21:19	記載をしていたんですけれども、消防署等施行規則通りではそうでは、
0:21:23	そのようになってございませんでしたので、
0:21:26	常に煙感知方式の感知器と、その感知方式の感知器においてはというように、
0:21:34	記載を見直しまして消防法施行規則通り、
0:21:38	消防法施行規則に整合するように記載を見直してございます。
0:21:47	きましてこのナンバー17 番、
0:21:51	所、80、
0:22:10	失礼しました。今のところまでで資料 5 に関わる範囲の、
0:22:15	お話となりますので一旦、
0:22:17	ここで、
0:22:20	ここまでで衛藤。
0:22:23	質疑とさせていただければと思います
0:22:28	はい、規制庁西内ですけど。
0:22:32	まずは自分からでいいですかね。はい。
0:22:35	衛藤。何か皆さんあれば、適時差し込んでいただければと思いますけど、順番に行きますけど、
0:22:41	まず 10 条の適合性のところ、
0:22:44	コメントNo. で言うと 2 番と、
0:22:48	2 番、3 番、あとは、
0:22:55	要するに伴さんは 10 番辺りが絡んでくるんですけど、
0:22:58	ちょっとまず確認をしたいのか。衛藤。
0:23:02	右下のページで言うと 6 ページのところ、
0:23:06	これ、具体例が唯一書かれてるのでちょっとここで確認したいんですけど、
0:23:12	この緑のいわゆる消火設備専用として置いてる熱感知器って、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:18	何かよく見る例だと局所ハロンとかそういったものが多分あると思っていてで、これは前回のヒアリングのときにも確か確認した記憶があるんですけどこれいわゆる局所はらんでではなくて、部屋全体の
0:23:31	間消火を行える設備として置いているものという理解でよかったです。たっけ。
0:23:39	四国電力高木ですその理解で、認識相違ございません。
0:23:42	はあの規制庁ニシウチですわかりました多分あの後段のところでも多分具体的な説明は出てると思うんですけどこの緑のものも、いわゆる消防法施行規則にのっとり、設置方法がなされている状態であると思ってい
0:23:57	四国電力高久です。そのご認識で、認識相違ございません。
0:24:02	土岐瀬戸ニシウチですわかりましたと。
0:24:11	後の説明書と 50 ページのところろう 2、
0:24:18	書いていると思うんですけど、ちょっと説明が何か若干違うという、とまでは言わないんですけど、
0:24:25	結論が火災感知器の必要個数を満たすこととするって書かれていて、
0:24:31	若干別に個数じゃないですよ直接説明を求めているのは、用基準要求に書いてあるのは、あくまで火災区域区画に設置する感知器っていうものは消防法施行規則と同等以上の方法により設置することっていう仕様規定として書いているものなので、
0:24:46	結局そのアプローチでちゃんと書いていただきたいんですよ。で、結果的にそう、消防法施行規則に則っておこうと思うとこれくらいの個数が必要になるんですねそれはこれで満たせるんですけどっていう説明だと思うんですけど。
0:25:00	例えば説明したい内容が違うとされていて、
0:25:04	そういう意味でさっき私が確認したように
0:25:08	元からもともと、
0:25:11	もともとの感知器の設置状況だと、追設しなきゃいけない区域区画がありますけど、そこについては、もともとついている緑の消火設備用の軌道の感知器っていうものが、
0:25:21	これは消防法施行規則通り受けているものなので、
0:25:24	それを流用することとしたっていうのが多分説明の流れというふうに私は理解したんですけどそういう理解でdu大丈夫ですよ。
0:25:32	ちょっと何か違いがあれば、それをおっしゃっていただきたいんですけど。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:25:36	四国電力高木です。そのような理解で
0:25:41	はい、伊敷沿いございません。もともと消防法施行規則通りに、消火設備の感知器についても設置してございます。
0:25:49	四国電力シゲマスでちょっと補足いたしますと今回のバックフィットでは既設の感知器プラス、
0:25:56	先ほどありました緑の感知器と合わせてトータルで消防法施行規則を満たすように
0:26:03	考えているというところでございます。
0:26:06	規制庁西内ですわかりました。で、
0:26:09	ちょっとこれは申請書等よければ一緒に確認したいんですけど、
0:26:14	今回流用する感知器っていうのは、基本設計方針上だと、いわゆる消火設備側の内数っていう理解でよかったんですね。
0:26:26	要はもともとあの火災感知器、
0:26:29	火災の感知及び消火っていう基本設計保障があって、まず感知っていうところで感知器、感知設備っていう形で登場すると思うんですけど、もともとそこには消火設備用の感知器っていうものは入っていないくて、
0:26:43	それはあくまで消火設備の内数、要は、間接関連系という言い方をするかどうかあれですけど、要は起動用の消火設備の起動用の一部として、
0:26:52	考えていたと。でその設備を一部その火災感知設備の方に兼用して登録するみたいなそういう意味合いを考えているって理解でいいんですね。
0:27:01	はい、四国電力高木ですそのご認識で、認識相違ございません。具体的には5ページに、
0:27:07	通し番号5ページに記載してございます通り、ページの、
0:27:11	一つが、
0:27:13	上記二つ。
0:27:14	ございまして、上からが、
0:27:17	今回の工事前の図で下が工事後の図となります。
0:27:22	上側のその赤字で、
0:27:24	記載してございますのが消火設備の系統となりまして、工事前には本設工認での工事前には、消火設備専用の感知器となっているところを、
0:27:35	受信機盤の情報を取って、
0:27:38	火災感知用の系統に取り込むことで、消火設備の感知器も、火災感知用の

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:44	感知器として、兼用するような設計としてございます。
0:27:50	規制庁西内です。了解しました。
0:27:53	江藤サイトウ市長アノて適時、差し込んでいただいて結構ですよ。発言されますか。
0:27:59	します。いや途中で、差し込みたい時に一応合図しといた方がいいかなと思ってとりあえず出しておきました。すいませんちょっと私からもちょっと細かい確認で申し訳ないんですけど、
0:28:14	いや、今 5 ページ 6 ページで議論になっているところで、
0:28:19	緑の感知器って、これって、細かいこと聞いて恐縮なんですけど、アナログ感知器なんですかね。
0:28:29	四国電力高木です。アナログ感知器、はい。アナログ感知器となります。
0:28:36	それぞれわけ。すいませんそれ、了解しましたそれでそれは検定品ということによかったんですかね。四国電力高木です。検定品という認識で、認識相違ございません。
0:28:47	わかりました。それで、もう一つ教えてください。5 ページのところ、
0:28:55	はハロン消火設備用の受信盤が中央制御室の外に出てたのを、今回、
0:29:03	何か違法するような形で受信機盤の中に信号引き込むっていうそういう形になるんですかね。
0:29:11	今の事実関係の 5 ページの話としては、
0:29:14	四国電力高木です。その認識で、認識相違ございません。
0:29:18	はい、ありがとうございます。
0:29:21	それで、じゃあ、あれなんですねこっこの工事後の受信機盤においても、このやり方で、アナログ、
0:29:32	ここには一つずつ特定可能な感知器の火災信号を発信しますっていうふうに書いてあるんですけども、
0:29:39	受信機盤の方で受信機の方で、平常時の状態と、火災現象、迷ういわゆる急激な温度や煙の濃度の上昇を把握することができるかと。
0:29:52	ということでそれもその機能も維持されているという認識で間違いはないんですね。
0:29:58	四国電力高木です。その認識で、認識相違ございません。
0:30:04	わかりました。最後です。今 6 ページのところ、イメージ多分これ、イメージ図として出していただいていると思うんですけども、
0:30:14	配置において、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:30:18	いわゆる消防法施行規則等で設け設けている、網羅性については、確保されているというような設計だという説明でいいんですね、そこで確認です。
0:30:32	四国電力高木です。
0:30:34	網羅性につきましては、消防法施行規則の方で、
0:30:38	天井高さ等の環境条件を踏まえて、何平米に幾つ必要というふうに、
0:30:44	記載、規定されてございましてその面積当たりの必要数に対しては、
0:30:50	必要数以上を
0:30:52	この兼用または感知器の新設移設によって、
0:30:56	設けるように、
0:30:58	設計してございますので網羅性についてもこちらで担保できていると考えてございます。
0:31:05	うん。すいません。齋藤です。今の説明でちょっと不、若干ちょっと不信を持ってることがあってですね、要は何を申し上げたいかという、
0:31:15	要は今ここで示していただいているエリアの中で、
0:31:19	網羅性っていうのは基本的には、その火災区画とか火災区域の中で、
0:31:26	どこであったとしてもカバーできますよっていうことを網羅性だと私は認識してるんですけども、要は
0:31:35	一つ一つの感知器でカバーできる範囲で、全体のその区域を、すべからく網羅できているんですよっていう確認だけをしたいただけなんですけれども今のお話ですと、
0:31:45	どっか偏ってたとしても、個数満たしていれば、トモウラ網羅性に達しますというようなご説明だったような気がするのですがそうではなくて、全体的に満遍なくきちっと設置されていて火災区画、平面的に全体的にカバーできると。
0:32:02	というような認識で良いかというような意味での確認だったんですけどそこ大丈夫ですよっていうすいませんそういう意味での確認です。
0:32:09	大丈夫でしょうか。
0:32:15	四国電力高木です。
0:32:17	藤。
0:32:20	菅。
0:32:22	今の質問の意図としては、
0:32:28	要は個数とか、個数だけの説明だと、要は偏在していても、OKだっていうふうに聞こえるんですけども、基本的に網羅性を求めているはずなので、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:43	要はぜ、火災区域全体で、
0:32:47	どこでもかさ起きたときに、どっかの感知器で感知できるっていうそういう設計になってますよね。多分それだけの確認だったんですけどね。
0:32:55	四国電力シゲマスですけども
0:32:58	極端にどこかに偏るとかそういうことはなくて吹き出し口とか張りとかそういうものを考慮した上で、
0:33:04	網羅的に設置をしているという、設置をするように設計をさせていただきます。
0:33:10	わかりました。すいません個数満たしているというときのアノニシウチからの指摘じゃないんですけども、何か偏在してるようにとらえられても仕方ないなと思ったんでちょっとその部分は
0:33:22	説明の仕方をですねきちっと網羅性担保できてますよというような意味も含めてお話いただくと助かります。私からこの部分については以上です。
0:33:32	あと四国電力シゲマスで承知いたしましたアノが 50 本。
0:33:37	50 ページのところの資料が個数だけ満たせしているような記載になっていますのでそこはちょっと修正をしたいと思います。以上です。
0:33:48	規制庁西内ですけど。若干やっぱり、ちょっとまず理解をもう一度整理をいただいた方がいいと思っていて、消防法施行規則読んでいただければわかると思うんですけど。
0:34:00	面積当たり、
0:34:02	何個っていう書き方ではないはずなんです。
0:34:05	この面積ん事に一つ置きましょうねっていう書き方なんですよね。だから、火災区域全体で 100 平米例えばあります、100 平米には算出すると 5 個必要です。だから 5 個あればいいですっていう規則じゃないと思っ
0:34:20	ていて、 あくまで 20 平米ごとに一つ置きましょうねっていう記載なので、だから設置個数だけ説明いただいても何も意味ないですよっていうことだと思うんです。またその観点で多分説明資料をちゃんと適正化いただければ多分言いたいことが伝わるのかなと思いますのでそこはしっかり直していただければと思います。
0:34:38	というところを最初私も確認したかったんでさっきのやりとり聞いてて不安だったのでもう一度確認したところです。
0:34:43	で、ちょっとすいません確認に戻るんですけど、とりあえず概要はわかりましたと。で、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:34:50	概要はわかったんですけど、あと適用条文化審査条文化って整理なんですけど、確かに5ページのずーを見る限り、その感知器自体をいじりませんよって話は理解できますと。
0:35:03	ただ、
0:35:04	その感知器を兼用するわけですよ。
0:35:07	消火設備の感知器を、
0:35:09	それは消火設備の感知器自体が適合性を持っているものについては、審査対象になりませんか。否応なく、
0:35:19	要はここで言いたいのはまず、
0:35:23	この感知器まず確認したいのは、この消火設備用の自動消火設備の起動用の感知器っていうのは、これは消火設備の、
0:35:33	MSさんの安全機能を持つてる消火設備の間接関連系という理解でいいんでしたっけ。
0:35:39	間接なのか直接なのかちょっと関連系という整理をされているという理解でいいんでしたっけ。
0:35:45	四国電力高木です。そのご認識で相違ありません。
0:35:49	規制庁ニシウチですわかりましたので、この感知器は安全機能を持っているっていう理解になるわけですよ。
0:35:55	だからこの感知器を申請するときっていうのはもちろん十条2項っていうのは審査対象としても提出いただくわけですよ。
0:36:03	じゃあ、今回それを兼用するっていう話だと思うんですけど。
0:36:08	それが審査対象なのかどうかって話ですよ。要はこの工事しませんよっていう説明ではなくて、そもそもそれを維持、それを
0:36:15	別の目的で使えますよというときにその本来の目的に影響を与えませんよっていうのはそれは審査対象にはなりませんかどうかっていう話ですね。
0:36:23	そういう観点での質問を最初からしてるつもりなので、その観点でもやっぱり丸三角なんですっていう説明はマルバツなんですって説明であればそれでいいんですけど、そこはそういう認識でこう書いていただいているっていうことでしたっけ。
0:36:40	四国電力しれますです。
0:36:44	ちょっとすみません誤解が我々の誤解があるかもしれないですけどもともと、
0:36:54	この感知器消火設備用の感知器もこの審査の対象になるということで、
0:36:59	もともと安全上0にしております。00にしております、ちょっと議論、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:37:09	まして工事範囲としては、
0:37:12	塗装仮設B。
0:37:14	の感知器を衛藤秀星様変更するものではなく、この
0:37:18	ページの下の図の通り、受信機盤から先の安保さん。
0:37:24	ハロン消火設備用の受信機盤から、
0:37:26	江藤葛西幹事設備の受信機盤までこの黄色の範囲ですね。
0:37:30	こちらの方だけを主な変更工事のとして変更するということで、
0:37:35	消火施設の機器、消火設備の機能に影響するものではないものではない ということ、今月バツとして整理をし、
0:37:44	したものでございます。
0:37:47	規制庁西内ですけど、多分その説明が、12ページの方の、今備考で書 いていただいた理由で書いていただいているところに、
0:37:56	例えば表現しきれないのかなという気がしてですね。
0:38:01	あまりは多分端的に結論だけ書いているってことなのかもしれない んですけど。
0:38:05	まず感知器は、感知器自体は安全機能を持ってないので審査対象常 務となりませんよって話はそれは明確であって、兼用する場合の話につ いても、
0:38:17	兼用するってことは、そもそも雨夜安全設備を兼用するわけですよ ね。
0:38:23	で、
0:38:24	試験をするけど、そのそもその安全機能っていうものは変更しないん です。だから審査対象者とはならないんですっていう説明が多分追加で ここにはないといけないんじゃないですかっていうことだと思います。
0:38:43	四国電力タカキです質問イトウについて理解いたしましたのでこちらの
0:38:48	理由のところ、ちょっと見再検討させていただきます。
0:38:53	いわゆる安全機能自体は入れませんよ。だからそこは
0:38:59	兼用する以上は、適用にはなってしまうんだけど。
0:39:03	兼用する以上は適用になってしまうんだけどもただ審査対象ではないよ ×だよっていう理由を多分もう少し明確に整理いただくってことだと思 います。
0:39:11	ということでとりあえず私は理解はしましたがちょっとまた
0:39:15	いただいた文章を見てちょっと何か疑問があればこの点は引き続き 確認をさせていただければと思います。
0:39:23	衛藤。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:39:25	規制庁側の参加者本庁側の齊藤室長もですけど、特段何もない、何かあれば適時差し込んでいただいて、何もなければ私どんどん進めてまいりますので、
0:39:35	はい何かあれば適時差し込んでください。
0:39:38	続けてですけども、
0:39:46	少しお待ちください。
0:40:03	規制庁西内ですフローの方の話にちょっと行きたいんですけど。衛藤。
0:40:10	まずう。
0:40:15	フローなんかさん 45 ページ 6 ページ 7 ページ目の、この方がちょっと話がしやすいかなと思うんですけど、
0:40:26	結果して
0:40:35	そうか、ちょっと待ってくださいすいません。
0:40:50	すいません規制庁西内です。
0:40:53	選定の表としてまとめてもらってるんですけど、
0:40:56	まずこの外気が流通する場所っていうのを、先ほどのコメント回答の中でも、屋外とはちょっと違うと思っていますっていう話はいただいたんですけど、ごめん、まず、どう違うと思っているのかよく理解してなかったんですけど。
0:41:09	そこはどういう使い分けがあると思っているんですしたっけっていうな形が一つあってですね。で、
0:41:15	結果して該当する場所ないわけですよ。だからちょっとなおなおのことよくわからないっていうところがちょっと状況としてあって、
0:41:22	ここはどどういう考えでまず違うと思っていて、っていうことなんでしたっけ。
0:41:33	オク電力タカキです。
0:41:36	まず、
0:41:37	対象はないけれども、
0:41:39	ここに記載をしております。
0:41:43	今回提示している資料には、
0:41:46	ではないんですけども、
0:41:50	へん。
0:41:51	と本フェスポイントを合わせて申請しております菅。
0:41:56	あわせて、変認申請をさせて、
0:42:01	いただいておりますところで、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:42:04	対象となるためこのフローにフローにこちらの条件を出しておりまして屋外と外気流通が、
0:42:11	何が違うかというところ。
0:42:13	なんですけれども、
0:42:15	屋外については、
0:42:17	文字どおり屋外で外気が、
0:42:20	ごくごくがいい。
0:42:22	外気が流通というところがどういうところかというところ、
0:42:25	あと外気の取り込み口が、
0:42:27	ございましてその外気が入ってくるような場所という、
0:42:32	ところで屋外と。
0:42:34	佐伯は流通する場所と区別してください
0:42:40	江藤規制庁ニシウチですここはどちらかというところとその消防法施行規則に書いてあることだと思つたので、その読み方の話かなと思つたんですけど。
0:42:49	外気が流通するとだけ聞くと、
0:42:52	ちょっと理解できないところが、
0:42:54	大体そうじゃないですか。
0:42:56	その屋内屋内で、外から空気取り込んで回せますよね。大体そうだと思うんですけど、具体的にどういう定義をしてるんでしたっけ。
0:43:08	四国のシゲマスですと、ちょっとすみません細かいデータちょっと持ち合わせなくて恐縮なんですけども
0:43:15	過去に消防庁さんの見解としまして開口がこんだけの表、間口これだけで高さこれだけについては、オクでこのぐらいまでは外記述の範囲とみなしますよという見解がえ等、
0:43:27	確かございまして、そういった、国内でそういった箇所を指すというふう認識する。
0:43:31	はい。規制庁西内ですまさにそういう説明が聞いたかかったところで、そういうところをちょっと具体化していただいてもいいですかそうしないと選定のときにこういう環境条件を整理しますよと言われるもの。
0:43:44	どんな環境条件がわか理解ができないのでそういうところをもう少し具体化して書いていただければいいのかなと思います。
0:43:51	当市国内のシゲマスですけども先ほど高木からも説明ございましたけども衛藤。
0:43:57	これはですね乾式貯蔵施設の方で、別途申請してございましてそちらに対象がございまして、で、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:44:03	フロー図としては合わせた方が、プラントとして一つに、設計の考え方を統一した方が合理的かなというところでここにも記載をしていますがこの申請、
0:44:14	については対象はないという状況でござい。
0:44:18	規制庁西内です。ただ、あれですよ基本設計方針として最終的に要はどう書くかって話だと思っていて、
0:44:27	どうイメージしてらっしゃるかわからないですけど、施工人の方と逸見の方と2種類申請ありますと、両方とも同じ。
0:44:35	基本設計方針を共通で書くわけではないんですが書き分けるイメージをされてるってことですか。
0:44:41	四国電力重松ですけども最終的には一つの基本設計の時に、もう1個、
0:44:50	規制庁ニシウチですけども、であれば、多分、そもそもですけど、ちょっとそれは資料の構成どうするかって話かもしれないですけど、
0:44:58	多分片方の申請でだけ説明する、こっちは片方だけ申請説明するっていうことは多分そもそもとして違うと思うんですけど、要は両方共通の説明事項と、あとは個別具体の説明事項で分かれる部分あると思うんですよね。
0:45:10	ただ、今のその外気が流通する場所を環境条件として考慮しますっていうのはそれは共通の話ですよ。
0:45:18	結果としてあるかないかは別の話としてあって、
0:45:21	だから、いうなればですけど、そもそも補足説明資料を分ける必要性がどこまであるかっていうのはちょっと考えてもいいのかなと思います。
0:45:29	もうまとめて効率化してしまってもいいのかなと思いますし、もしくは片方に共通部分の説明を寄せてしまって、それと同じという形でまとめてもらうか、やり方はいくらでもあると思うんですけど。
0:45:40	ちょっとそもそも、今回この話をするにあたって、外気流通のコメント回答いただいているにしても、そちらの回答がないと結局わからない状態になってしまうのでそこはちょっとご理解をいただければと思うんですけど。
0:45:51	ちょっと説明の仕方を工夫していただければ十分かなと思いますけどよ。お願いしてもいいですか。
0:45:57	はい。四国電力高木です。承知いたしました。外気が流通する場所と屋外図画等、明確にわかるように、資料の方に反映したいと。
0:46:09	反映いたします。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:46:15	外間管式とこの今回の認可も、もしこんな申請も含め、
0:46:20	合理的な制度資料構成となる。
0:46:29	はい。規制庁西内です。よろしくお願いします。
0:46:33	あと、フロー関係では、
0:46:47	あとフロー関係でわあ、ちょっとすみませんこれは、ここもつと出てくるのかどうかなんですけど。
0:46:55	結局さっき、今お聞きしたような、会計が流通する場所っていうのはこういう条件ですよっていう、そういう説明は、
0:47:04	もしこれ補足説明資料 5 の中でもいただいているって理解でいいんですけど。他のその 7 とかの個別の話とか、具体的に説明していきますっていう整理でしたっけ。
0:47:17	表現力タカキです。
0:47:19	基本的にはこれ以降、7 ポツの補足説明資料の、
0:47:23	中で、
0:47:24	記載していく構成としてございます。
0:47:32	わかりましたちょっと一覧性の話かもしれないですけど、
0:47:37	ちょっとまだフローで挙げている条件なので、フローのところの説明をまとめていただいた方がいいのかなとは思ってます要は考え方ですよ。
0:47:47	で、あくまでその補足説明資料 7 の方でご説明いただくのは、その条件に、ここがこういう場所だから該当するんですってそういうつなぎなのかなとは思っていて、
0:47:57	そういう意味ですいません例えば、
0:48:00	454647 っていうこの選定の表と、
0:48:04	あとはこれはちょっと別の話ですけど 49 ページの表とかに、要は選定と選定の結果みたいな感じなんか一覧表でまとめていただいていると思うんですけど、こういう形でそもそも各条件がどういう条件だよっていうところを多分ここでまず説明いただいた方が我々の理解が進むのかなと思っていて、
0:48:20	ちょっと特に外気が流通する場所よく理解進まなかったのでもそこはしっかりちょっと明記をしておいていただければと思います。
0:48:28	四国電力高木です。ご承知だ承知いたしました。今、
0:48:32	確認イメージなんですけれども 30。
0:48:36	8 ページ。
0:48:39	をお願いいたします。今の 5 ポツ 5 の資料の中では 38 から 39 ページに掛けて、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:48:46	今、衛藤。
0:48:48	取り上げていただいた外気に流通する場所だったりの、その消防法施行規則上の
0:48:54	書き方を、
0:48:56	こちらに記載してございますか、これをもう少しかみ砕いて、
0:49:02	当社としまして、当社として、外気が流通する場所はどういうところと定義するようなものを、こちらに追記するようなイメージで、
0:49:10	認識合っていますでしょうか。
0:49:12	規制庁ニシウチですそうですねここについていただければ多分十分わかるかなと思います。
0:49:18	四国電力タカキです承知いたしましたこちらに、
0:49:21	こちらの記載を充実するように、検討いたします。
0:49:26	はい。規制庁西内ですよろしくお願いいたします。
0:49:39	すみません繰り返して申し上げ、申し訳ないです規制庁ニシウチです。
0:49:45	今おっしゃっていただいたのは、これ設置の方の環境条件の話ですよね。
0:49:51	例えば選定と設置で多分まず少なくとも二つ考え方があって共通であれば共通でやるっていいと思うんですけどそこは多分使い分けてちゃんと説明をいただくべきかなと思います。
0:50:05	電力タカキ説承知いたしました。なので選定におけるものと、
0:50:10	清付設置における、
0:50:13	オノとで、環境条件の
0:50:16	定義について明確化を図りたいと思います。
0:50:22	はい、衛藤規制庁西内ですよろしくお願いいたします。
0:50:26	あと最後 49 ページのさっきの表で言いかけたのはこれも結局どの、
0:50:32	環境条件に該当するから、該当するのかっていうのも含めてこの表に一覧表としてまとめておいていただければと思います。
0:50:43	四国電力高木です。
0:50:44	承知いたしました 49 ページ以降のところでの環境条件に該当するの かというところをこちらの表にも、
0:50:51	追記いたします。
0:50:55	はい。規制庁西内ですよろしくお願いいたします。
0:50:59	すいませんサイトウです。ちょっと確認して、今のところでちょっと確認していいですかちょっと私の理解が追いついてないだけかもしれないんで

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	すけど、今四国電力側でご説明いただいた 42 ページのところの外気が流通している、
0:51:15	ひし形のところなんですけれども、これって 38 ページのところにある、ローマ数字の 123 っていう規制庁に、
0:51:26	委員会において決定してる事項の 3 番の空気吹き出し口から云々って書いてある話と、これとは別にそういう場所があるっていう認識でいいんですかね。
0:51:40	四国電力高木です。
0:51:45	38 ページのローマ数字 3 ポツの吹き出しこの話とは別に、
0:51:50	別物と考えてございましてローマ数字 3 のところは換気空調設備等の、
0:51:55	と機械的な吹き出し子がこれに該当すると考えてございまして外気が、
0:52:01	流通する場所というのは、
0:52:04	言いたいことは、すいません齊藤です遮って申し訳ないです。いや要は外気が影響する範囲がこのローマ数字の 3 ポツのところ以上に大きく広がる場所があるっていうそういう場所があるってことで認識でいいんですかねっていうそういう話なんですけど。
0:52:21	要は換気空調設備であったとしても、1.5 メートル程度で済む話だと思ってたんですけど、実際にその消防庁のその根拠の通知とかを使って、
0:52:32	その 1.5 メートル以上に外気がガーンと増えてくるようなそういった場所があるっていうことでこの仕方があるっていうそういう認識でよかったですかね。
0:52:43	四国電力高木です。今の認識で、そういうございません。
0:52:49	それってどっか具体的な場所って示していただけのことでしたっけ。
0:52:55	四国電力、高木です。
0:52:57	具体的な場所につきましては
0:53:00	本日の審査資料には、
0:53:04	反映してございます。
0:53:07	へん。
0:53:09	今日の審査資料の中に入ってなくてもいいんですけれども、こうした場所の具体的な事例をきちっと見ておかないといけないかなと思うんで今後ちょっとすいませんけれどもそ、そういった場所を適用する場所についてですね
0:53:23	改めて資料を用いてご説明いただければと思いますよろしくお願いたします。
0:53:30	四国電力高木です。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:53:31	承知いたしました。
0:53:34	とりあえず今の部分は私からは以上です。
0:53:38	はい規制庁西内ですありがとうございます。
0:53:41	あとフロー、フローというかこれは条件の話ですけど私からあと1点追加で衛藤。
0:53:48	ページで言う。
0:53:49	ワース
0:53:51	さん 39 ページ。
0:53:56	これ接ちいできないようっていう条件が書いてある部分の一番最後の部分ですけど、閉ポツのところですね。
0:54:03	これ、すみません具体的に過度な被ばくっていうのは何をどう懸念してるんだったっけっていうところの具体的な説明が資料上、あまり書かれていなくて、
0:54:12	ここはもう少しその考え方を明確にしておきたいと思ってるんですけど。
0:54:20	四国電力高木です。承知しました衛藤過度な被ばくについて、もう少し明確に記載を充実化させて、
0:54:30	はい。規制庁西内です。
0:54:33	少なくとも伊方発電所としてどうも判断基準メルクマールというものがないととても運用はできないというかまず理解ができないのでそういったところをもう少しここは具体的な説明をお願いをしたいと思います。
0:54:49	承知いたしました。
0:54:51	電力高木承知いたしました。はい。規制庁西内です。あと条件のところで言うと方ぼつですけど、
0:54:58	この後のちょっと具体的なコメント回答もあると思うのでその際にも確認はしますが、これあくまで一般的な条件として書いている部分だと私は理解していて、そういう意味では結果してピットだけっていうことかもしれないんですけど、
0:55:12	これはそもそも、
0:55:14	こういうピット限定の条件じゃないですよ多分ほかにもこういう場所があったらやりたいですってそういう話ですよ。
0:55:21	ちょっとそもそもとして説明をしたい内容がよくピット限定の話なんでしたっけ。
0:55:28	四国電力、高木です。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:55:30	ご指摘の通り結果的にフィットだけに今、当社の整理としては、設計の結果がなっているというものですので、ピット限定の話ではなく一般的なプロセスとして、
0:55:40	取り込むように記載の見直しを、
0:55:42	図りたいと思います。
0:55:44	はい。規制庁西内です。
0:55:46	イメージですけど、多分最終的にはこのフローのSsが、基本設計方針として取り込まれるものと理解をされていて、
0:55:54	まず基本設計方針なので本当に、その4日の事だと思うんですね。その時に初めからこういう時限定条件として入るものなんでしたっけっというところなのかなと思ってますそこはちょっともう少し検討いただけ
0:56:07	整理いただければいいのかなと感じました。
0:56:14	電力タカキです承知いたしました。
0:56:18	はい。衛藤規制庁ニシウチですよろしく申し上げます。ちょっと先に1回フローから離れちゃって
0:56:24	続けてますけど7ページ名のところ、
0:56:27	あと、別に個別コメント回答いただいた部分ですけど、
0:56:34	これはちょっと、
0:56:36	若干理解がおよんでない部分がですね。
0:56:40	ちょっと具体的な図でいうと、
0:56:44	右下の55ページのところにこれ区域区画の図がまさに該当部分あると思うんですけど、ちょっとそこで見ながら説確認をしたいんですけど。
0:56:53	まず、火災区域って、これ火災防護審査基準にも書いている通り、耐火平気で囲われた区画を火災区域というということは仕様規定として書いてると思うんですね。
0:57:04	で、このピットっていうこの火災区域は、側面と底面は、コンクリート引きで終わって話は先ほど説明にも書かれていてそこはわかりますよと。
0:57:15	上部は別に囲われてないですよと、で囲われてないけど、区域、区画として
0:57:22	境界を成しているという説明を確認したかったものという理解なんですけど、そこは先ほどの説明にもあったように、
0:57:29	囲われてないものの、同同等の能力を有しているという説明をしたいという理解をすればいいんですけど。
0:57:38	四国電力高木です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:57:40	説明が明確でなく失礼いたしました今、江藤おっしゃっていただいた通りの説明をここ、ここではしたかったものでございます。
0:57:49	はい。規制庁西内ですわかりました。これちょっと参考までにもし今、まずあるかないかですけど、
0:57:57	新基準時のその補足説明資料の類で、同様の説明された場所ってありますかねちょっと私佃富田はよく理解できなかつたんですけど、もし私の確認不足であればちょっとと思います。
0:58:10	それは別途あるようであれば、筒井家をいただければというぐらいですね。
0:58:14	四国話ですいませんサイトウですちょっともう一つ追加でお伺いしたいんですけど、
0:58:20	55 ページの図で、
0:58:22	この燃料図、
0:58:25	イシタニ、水色で色をつけてある、使用済み燃料ピットの火災区画というのはこれどこに該当するのかちょっと教えていただいていたいいですか。
0:58:38	四国電力高木です。どこにというのは、
0:58:43	はい。
0:58:44	ドントのような回答をすればいいでしょうか。
0:58:49	特にというのは江藤いやな、何を言いたいかというと、
0:58:53	今の西内からの質問にある通り、火災区域っていうのは大家平均によって囲われていて、他の区域と分離されてる建屋内の区域、区画区域をいうというのが定義なんですよね。
0:59:07	区画が、
0:59:08	火災区域を細分化したものであってっていう話、火災区域を細分化したところの一部になるので、火災区域は、基本的にはどっかの火災区画の中2、
0:59:19	包含されてるはずなんですよ、包含関係がちょっとよくわかんなくてですね。
0:59:24	このホウ酸水のこの使用済み燃料ピットのところは、これは今のこの説明の仕方を見ると新燃料、
0:59:34	使用済み燃料ピットエリアとか新燃料所属エリアって書いてある火災区域と別物の火災区域、火災区画の中に設置されている案にある火災区域ですよっていう、
0:59:47	包含関係になってますというご説明をされてるんですけども。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:59:51	これって、じゃあほ。実際にホウ酸水の使用済み燃料ピットはこの上、上部のところにある火災区画とは別の家財角の中に入ってるっていうことになると思うんですね。どこの火災区画に、
1:00:03	なってるのかなってというのがちょっとよくわかんなくてですねそれでちょっとご質問差し上げてるんですけども。
1:00:12	四国電力シゲマスです定義としましては、区域が広くてその中を区画で細分化するというふうになってございますので、
1:00:20	衛藤穂積のピットに関しても区域、
1:00:23	各区画に活動するものではなく、
1:00:27	これと完全に独立してるってことなんですか。おっしゃる通りでございます。
1:00:31	あそこにそうすると、
1:00:36	そうすると本散水の使用済み燃料ピットっていうのは上部においても耐火兵器によって囲まれてるっていうそういうことなんですね。
1:00:44	闘争色のシゲマスですけどもそちらが前回のコメントいただいたコメントだと思っております、
1:00:50	そこはタイヘキはこれではないんですけども
1:00:55	情報水で追われていますので同等というふうに考えてございます。
1:01:00	以上ですそれって今までの審査の中で、河西さんのサイトウですけどそれって今までの審査の中で、きちっとそこを確認とれているんですか。いや、とりあえず今までの
1:01:12	火災審査保護基準と考え方が、一線を画してるような火災区域だと思ってるんでちょっとご確認させていただいてるんですけども。
1:01:24	すいません火災室の田部ですけども、ちょっと確認ですけど四国電力さんがおっしゃってるのはこの火災防護審査基準の1ポツの前書きのなお書きのところを適用して、
1:01:39	あれですかね。
1:01:41	家財区域と同等に見たいという、そういう理解なんでしょうか。
1:02:06	四国電力のシゲマスです。
1:02:10	江藤。この火災区域を設定したのは、再稼働。
1:02:15	後任の土岐でございますけれども、
1:02:19	田部さんおっしゃいました1ポツの前書き。
1:02:24	なおっていうところを使ったかどうかというところはちょっと定かではないんですけども、
1:02:31	白炭燃料ピット含めましたこのエリアですね、こちらについては

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:02:39	設計提案をし、
1:02:46	全く議論をしてないというところでないかと思っておりますのでちょっとまだ、すみません
1:02:52	現時点でそれをお示しできるものはないんですけれども、
1:02:59	火災対策室タナベです。
1:03:02	室長の齋藤が申しあげましたように審査基準上は田井甲斐駅で囲まれた部分を火災区域というふうに定義をしていますのでちょっと私も、
1:03:15	この資料見てて、疑問を持っていたところがございます。で、ここだけをわざわざ別の区域 2、
1:03:24	左いう。
1:03:26	というのは何なんですかね、これ。
1:03:28	この使用済み燃料ピットエリアと同じ区域だと何か、
1:03:34	どうしても一緒にしたくない理由とかそういうのはあるんでしょうか。
1:03:40	と四国電力シゲマスでちょっと経緯は分かってないんですけども、規制庁さんと議論した上で別にすると。
1:03:47	余計に他、
1:03:49	だと記憶してございます。
1:03:53	火災対策室の中です。
1:03:57	というのもですねもしも別の区域で未ルールだとしたら、この
1:04:02	使用済み燃料ピットエリアの上部のなんていうんですかねこの監視員の設置の難しいところ説明がされていると思うんですけれども、
1:04:12	別の杭、
1:04:14	木、
1:04:19	別の区域の種類燃料ピットを理由に、
1:04:23	この使用済み燃料ピットエリアの、
1:04:26	このクレーン等があるという理由で、
1:04:29	感知器が設置できない。
1:04:31	というのが、
1:04:34	これどうなのかなとちょっと思ったところがございます。
1:04:38	同じ区域であれば
1:04:42	下にホース使用済み燃料ピットがありますので、設置が難しいという、そういう理屈を通るのかなと思うんですが、
1:04:51	別なのに、それを理由として、このピークエリアのところに、感知器の設置が難しい。
1:04:59	というのが、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:05:01	なかなか理解できなかったんで、この辺はどうお考えなのかなと、ちょっとお聞きしたいんですけども。
1:05:16	四国電力高木です。
1:05:18	ご指摘いただいたところについて等、55 ページのSs-F
1:05:25	とエリア、
1:05:28	火災感知器を設置しない理由は、この下のSFピットが、
1:05:34	あるなしによってそのあるあるから、火災感知器を設置しませんという説明。
1:05:40	整理はしてございません。
1:05:43	ので、
1:05:46	別の区画に、
1:05:49	で、
1:05:50	はいるんですけども、当FITエリア、
1:05:54	についてはそのエリア、
1:05:56	で、
1:05:57	生活の設計を整理してと7ポツ3の通り、当社では説明しているというふうにお示しを今、
1:06:03	しているところがございますSFピットがあるから、
1:06:07	感知器を、
1:06:08	天井面につけられませんという説明では、
1:06:12	ないというと、
1:06:16	火災対策室タナベです。すいません衛藤。
1:06:20	申し上げ方が良くなかったかもしれませんが、SFピットがあるから、天井につけられないといううかですね、要するにここ
1:06:31	ホウ酸水で満たされている部分。
1:06:34	ということで、それに関連するクレーンがあつたりとかですとか、あとは
1:06:49	通路ですね、通路の上の部分ですね、ところに設置をするという説明がちょっと後ろの方にあつたような気がするんですけども。確かに
1:06:59	このピットSFピットがある関係で、そのようなところに設置をするという、理解をしているんですけども、ちょっとその関連性がどうなのかなってちょっと思ったところでございます。
1:07:13	江藤。この部分については、これで結構です。
1:07:19	すいません。笠井津野サイトウなんですけどちょっとタナベが、質問した内容にちょっと付け加えて申し上げておくと、
1:07:28	火災区域の設定の仕方が定義と違ってるってことはおそらく、何かしら

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:07:38	同等の話だということで整理したんだろうなということがあって、それはそれで、
1:07:46	結局、四国電力側でそういうふう設定するってということで説明するんで、基本的にはそこがなんでって話についてはきちっと説明していただかないとちょっと困るなというふうに思ってますんで、
1:07:59	あと、
1:08:02	実際にこの 55 ページの上のところに書いてある理由が、
1:08:13	なんか、今ひとつ正直言ってよくわからなくて、この部分についてはまた別途、次、具体的な話をもうちょっと聞かなきゃいけないなというふうに思っております。あともう一つちょっと 55 ページのところの、
1:08:27	ついでなんでお伺いするんですけども、この図の中に新燃料貯蔵庫のところがあってそこは火災区域ということで設定されてるんですけども、これは、この新燃料貯蔵庫のところはこれは耐火兵器によって囲まれているという理解でこれはよろしかったんですね。
1:08:50	四国電力シゲマスです。衛藤関連については、戸田猪飼
1:08:58	当間鉄板で追われていると。
1:09:00	いうものでございます。
1:09:04	ごめんなさいちょっとお伺いしたかったのはいや、要は火災区域の設定の仕方が随分独特な設定のされ方してるなと思ってまして、
1:09:15	そうだとすると本当にこの火災区域に沿って、この部分のところ、きちっとバックフィットのところ審査できるのだろうかというのがちょっと不安になっているんです私としてはですね、
1:09:29	事実関係をご確認させていただいてる中で、
1:09:35	実際にピット、このピットエリアとそれから隣の新燃料貯蔵庫エリアのところを実際に施設を防火するという観点で、設置する場合、見る場合に、
1:09:48	消防法施行規則くうのところは、見たんか、考慮したとしてもですね実際に
1:09:56	安全システムを守る上でですね、空気の企業とかを考えてきちっと
1:10:03	しっかりと設置する必要があるんじゃないのかな逆にとかいうふうに思うところがあってそれで一つ一つ火災区域であるとか火災区画であるとかいうところをですね、ちょっと確認をさせていただいているんですけども。
1:10:15	一般にその火災区域のところは耐火兵器によって囲まれているという話と合わせて、多分実際のこれの前の審査の時に、
1:10:25	2.3 のところの影響、影響軽減のところ

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:10:32	安全機能を有する構築物等については3時間以上の耐火能力を有する耐火壁によって、火災区域から分離することによって書いてあるんで、それなりにしっかりとした、火災区域が設定されてるのかなっていうところをですねちょっと念のために確認させていただいてるんですけどそこ本当に大丈夫ですよって確認をしたかっただけなんですけどもね本当に大丈夫なんですか。
1:11:01	申し込みをシゲマスです。当間再稼働人を、
1:11:05	審査状況とかも踏まえましてまた別途、
1:11:08	ご回答したいと思います。
1:11:12	承知いたしましたすいませんがこの部分結構個別のエリアとしてご説明いただいているところは大変ありがたいと思っておりますけれども、逆にもとからの考え方に沿ってですねそ、その上で、
1:11:27	独立してそれぞれ対応するという形になってますんで、ちょっとその根本的なところはですねきちっと整理した上でですねきちっとお話し合いをしていきたいなと思っておりますのでよろしく願いいたします。以上です。
1:11:44	四国電力タカキですと、このエリアの火災区域区画の設定について再稼働時の審査状況等、改めて当社で確認して、ご回答させていただきます。
1:12:00	衛藤規制庁西内ですけど、
1:12:04	何か再審査みたいなイメージを持ってはなくて、まずしっかり説明を状況を説明して欲しいっていうところが主眼にあるとご理解をいただければとで、そういう意味で言うんですけどねちょっと
1:12:15	前回コメント前回のヒアリングで、もう少し各、
1:12:21	エリアというか場所の説明をいただくときに、まずどういう場所なのか、どういう設備が置かれているのか。
1:12:28	で、
1:12:29	どういう火砕岩設置をするのかっていうの流れで説明して欲しいって話をして今回胸を反映いただいていると思うんですけど、そういう意味でちょっと私が今見てて理解できなかった部分が、
1:12:40	まさに55ページのところ要は、そもそもの話でいうと、まず、
1:12:44	どの火災区域区画なのか。
1:12:48	の中のその、それと同じ話をしてるのかその中の一部の話をしているのかっていうのをちょっと明確に書いていただきたいと思っております。というのもその、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:12:57	特に発生防止とか感知消火の設計っていうのはこれ区域区画に対しての設計になるので、区域区画をどう設定しているかっていうのがまずスタートになり、あってしかるべきだと思っていてそこは使い明記をいただきたいと思ってます。で、
1:13:11	そういう意味で 55 ページは比較的書かれてるんですけど、これからご説明いただくであろうその他の
1:13:16	例えばジーンアイのエリアとかについてはそもそもの火災区域区画の概念の説明がそこはされていなくてちょっとそこはちょっと少しトーン合わせていただきたいなど。
1:13:25	で、
1:13:26	そういう意味でちょっと 55 ページに戻ってちょっとお話すると、ちょっと私はこれ理解できなかったのはですね、
1:13:33	新基準の要目表、
1:13:37	ここで区域区画設定を、要目表でいただいていると思うんですけど、
1:13:41	確かに使用済み燃料ピットについては区域として設定されてるのは確認できるんですね。で、ちょっと確認できなかったのが、この新燃料貯蔵庫、
1:13:52	これが何か区域として雇用目標で設定されてるんですかね多分同じ名称のものは少なくともなさそうで、ちょっとこの状況がよく理解できなかったんですけど。
1:14:01	四国電力シゲマスです。こちらも再稼働工認の審査を踏まえまして、
1:14:10	4 表には書いてないという状況でございましてそちらをちょっと改めて確認してまたご説明したいと思ひ
1:14:18	ます。
1:14:19	規制庁西内です
1:14:22	わかりましたちょっとうちの中でもう一度ちょっと審査実績はちょっとおっ ておきたいと思ひますけど、ちょっとまずお願いしたいのは先ほどもお 伝えした通り、区域区画として、
1:14:34	基本、換地評価、発生防止等々については設計をするものと理解をして ますので、ちょっと 55 ページ以降の各エリア説明いただく時には、ま ず
1:14:44	基本置けない場所、要は一部の場所を念頭に説明いただいていると思 ひますので、まずその場所がどの区域の中の話、もし角野区画の中 の話なのか。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:14:54	ていうのがわかるようにまず明記をいただきたい、いただきたいなと思ってますそこはお願いしてもいいですか。
1:15:01	四国電力高木です。承知いたしました。個別に通す。
1:15:05	設営ご説明するエリアにつきましてはどの火災区域区画なのかを明記するように記載を充実させます。
1:15:13	はい。規制庁西内ですよろしくお願いします。
1:15:18	はい。とりあえずちょっとここまでで私聞きたかったところは、まずは以上でしてよければ、都築のコメントを一度ご説明簡単にいただいてですけども、
1:15:30	若干実感もあれなんですけどあれですかね
1:15:38	と、
1:15:45	ちょっと今日時点でちょっとやるところは若干絞りたいなと思うんですけど、
1:15:50	まず、使用済み樹脂貯蔵タンク室等設置しない設計っていう部分については、ちょっとまた次回以降のヒアリングでちょっと改めて確認をさせていただきたいなと思っています。
1:16:03	ちょっとうちの中でもう一度考え方を整理する必要がある部分ですのでここはちょっと次回以降また改めて確認をさせていただければと思います。
1:16:13	そういう意味でもちょっと1個ずつ流れで確認できていければと思うんですけど。
1:16:24	まずコメントNo.の16ページは先ほどフローでも説明をいただいたって理解でいいんですよね。
1:16:30	16までは説明をいただいているって理解でよかったですよね。
1:16:35	各電力タカキてその認識で、そういうことはありません。はい、わかりましたじゃ18ですけど、17は次回以降という形で、
1:16:42	18のコメントナンバーについては、これも先ほどのフロー図の部分で一覧表を書きましたということだと思うんですけど、ここにちょっと先ほどお伝えした通りどの条件にまず該当するのかっていうところからの、網羅的に記載をいただきたいなと思ってるんでその理解でよかったですかね。
1:17:01	は、失礼しました。四国電力高木です。もう一度よろしいですか。
1:17:05	ドラマー18については資料でいうと、
1:17:10	も受
1:17:12	すいません。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:17:16	49 ページですかね、55。
1:17:19	49 ページ。
1:17:21	49 ページのところで設置できない場所を網羅的にここで書いていただいているというのが多分回答だと思うんですけど、ここに対してはそもそも、まず何の条件にどう該当するのかっていうところから網羅的に説明をいただきたいと思ってますけどその認識でよかったですかね。
1:17:34	認識合ってますか。
1:17:40	四国電力高木ですその認識で相違ありません。
1:17:43	はい。よろしくお願いします。
1:17:46	コメント番号の 19 番についてはちょっと 1 度説明をお願いしたいと思ってんですけどまず 19 番説明いただいてもいいですか。
1:17:54	はい。四国電力の高木です。コメントNo.19 番で、確認事項はSAPの菅千勢感知器設置についてこれまでの工事における悪影響防止対策や、その適用の検討条件、
1:18:07	検討状況について説明することと。
1:18:10	ということで、
1:18:12	資料 63 ページを、
1:18:14	お願いいたします。
1:18:21	こちらで別紙 1 ということで使用済み燃料ピットエリア及び新燃料、
1:18:26	所属エリアの天井面に火災感知器を設置する単位際の、
1:18:31	提供等をしまして、
1:18:33	衛藤。
1:18:35	このエリアの概要を説明した上で、2 ポツのところから、
1:18:40	始まる。
1:18:41	ところで(1)、2、SATエリアと新燃料貯蔵エリア等分けまして説明を、
1:18:48	記載してございます。
1:18:51	まず、1に(1)の、大純。
1:18:54	燃料ピットエリアにつきましては、
1:19:14	規制庁西内ですけどそういう意味でちょっと確認したいことから先にいつてしまうと、
1:19:23	ちょっと理解できてないのがですね、使用済み燃料ピットエリアの方でいうと、使用済み燃料ピットの監視カメラとかのSA設備とかを設置してるわけですよと。
1:19:34	まずそういうものを設置するときには、足場とか組み立てるじゃなかったんでしたっけっていうところがまず一つですね、要は今まで、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:19:43	要は同じように、足場を組み立てて、要は言い方をちょっとそちらの表現を変えて言うと波及的影響を及ぼすような、およぼし得るような足場を組み立てるような作業が、今まで1回もなかったんですかっていうと、そこはどうなりましたっけ。
1:19:59	四国電力高木です。
1:20:02	それで全くなかったかという、衛藤なあと高所につけている設備ももちろんございますので足場作業自体はございます。
1:20:11	規制庁西内です。そうですよね僕もその理解だと思っていて、そのときと今回の感知器を置く場合でまず何が違うんですかっけっていうのがまず概略的に私が理解できない部分でして、
1:20:23	言いたい気持ちはわかるんですよ。シバタてたらちょっと波及的影響をおよぼしそうですねっていうのはすごいわかるんですけど、今までも同じような話って、全くなかったとはとても信じられなくて、そのときと今回でなんで違うんですかっけその時はできたのについていう話を聞いたかったんですよ。
1:20:41	はい。四国電力高木です。もちろん過去にも工事実績がございまして今回も全く、
1:20:47	できないというわけではございませんでリスクが高いので、
1:20:51	衛藤。
1:20:52	会館規模、天井に設置した天井に設置するにはリスクがあるという整備で、天井に設置しない場合にも、この前のページで、補足説明資料の7、
1:21:04	ー3の資料で説明している通り天井面につけない場合でも、
1:21:09	設置基準を満足するような積ができることから、今のような設計をしたいということ、こちらでするような、
1:21:18	表面につけないような設計を当社では、
1:21:22	するように考えてございますというものです。
1:21:30	当四国電力シゲマスでちょっと補足いたしますと、
1:21:34	そこのこれまでに工事してたものはカメラとかですけども、天井面につけるものではなくって、
1:21:41	この65ページの図にもございますけれども高さ14.5メートルのうちの約半分ぐらいの
1:21:48	でございますで、足場の波及的影響防止波及影響防止の対応としましては壁に固定しますとか離隔をとりますとか、そういったものが発電所

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	のルールでございますので、そういった運用に基づいてやってございます
1:22:02	感知規制天井面に簡裁感知器を設置とその消防法施行規則の通り設置となりますと、通路沿いだけではなく、使用済み燃料ピットの真上、
1:22:13	も含めて、足場を全面的に組んで、設置していくということになりますので、そうしますと、
1:22:20	離隔も取り取れず、壁からの固定というのも難しくというところで、そういったリスク、それによる、
1:22:29	それによってリスクが生じるものというふうに考えており、
1:22:35	以上です。
1:22:39	規制庁西内ですありがとうございます。
1:22:45	ちょっとこれ会合のときにも今後具体的につて話で確認はしていて、その時にもちょっと言ったとは思うんですけど、
1:22:53	基本的に
1:22:55	リスクが懸念されるってということ自体を否定するわけではまずありませんと。一方で、
1:23:01	まずそのリスクを、
1:23:03	防護、限定するためにどういう措置ができるのか。
1:23:09	で、
1:23:10	こういう措置はできるんだけど、それでもリスクが限定できないので、
1:23:14	どうしてもできないんですっていう多分流れの説明があると思うんですよ。で、
1:23:20	そういう意味でいうと、今まで多分似たような設備の工事とかいろいろやってこういう設備やっていてその時はこういうことをやっていたんだけど、今回はそういうのもできなくてもう、どうしてもちょっと許容できないんですっていう流れってということですね。
1:23:34	今まで説明したラインとしては、そういう理解をすればよかったですかね。
1:23:39	四国電力重松です。ご理解の通りでございます。
1:23:56	規制庁西内です。わかりました。ちょっと引き続き確認は進めたいとは思いますが。
1:24:04	もう少しあれですね
1:24:10	最初の最後の部分でいうと期間を要すると考えられるってところとカーについてなんですけど、
1:24:18	等注いでちょっと先にもう一つだけ確認しておきたかったのか、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:24:24	結局、理由は、
1:24:27	設備の悪影響が防止できないってところが理由なのか、ちょっとすいません、先に確認しておきたいのはここですね 63 ページの使用済み燃料ピットエリアでいうとまた以降の 2 段落目の文章なんですけど、
1:24:42	一番下の段落の文章なんですけど、ここは期間を要するってということが何か、最後結論的に結びで書かれていて、
1:24:51	ちょっとよく理解できなくなっちゃったのが、悪影響が防止できないから、置けないって理解でいいのか、悪影響は防止できるんだけどそのためには相応の期間が必要だからふさわしくない。
1:25:03	どちらの結論に持っていきたいんですしたっけ。
1:25:07	前者っていう理解でよかったんですしたっけ。
1:25:08	四国のシゲマスです。結論としては
1:25:12	両方になるかと思うんですけども悪影響防止、悪影響のリスクというのも一つございますし、それを考慮した上で、
1:25:21	2 段落目の通り、取りかえを、
1:25:25	舗装時にですね、取りかえをしようしますと、
1:25:29	リスクを考慮した足場組み立て等の対応が必要というところで、それなりに期間を要すると。
1:25:34	二つが懸念点。
1:25:38	規制庁西内なんですけど、すいませんその二つで主張いただきたいすされたいのであれば、このフローに戻りますけど 39 ページとかで、具体的に条件書いてもらってますけど、
1:25:49	こっちは波及的影響しか書いてないんですよ。
1:25:53	例えば何を主張したいかを多分最初から最後まで一気通貫で多分整理をいただく必要がまずあると思ってます。
1:26:01	よろしいですか。
1:26:06	藤鹿倉シゲマス承知いたしましたフロー図の方も衛藤市長がいろんな形で表現修正したいと思います。
1:26:15	そうですね規制庁西内です。
1:26:19	そうですね。ちょっとまずは四国電力として主張したいことをちゃんと整合をとって、まず説明いただくってことをスタートにお願いをできれば等で、もし期間とかを説明したいのであれば、定量的な説明がある程度可能なんじゃないかなというふうには考えますので、その点についても充実化をいただければと思います。
1:26:39	四国連絡シゲマスで承知いたしました。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:26:42	で、この点ちょっと引き続き庁内でも確認を進めたいと思うんですけど、ちょっとまず根本的な考え方としてなんですけど、今回の基準改正、バックフィットをした趣旨っていうのは
1:26:54	基本一律、仕様規定として、監査感知器の網羅性っていうものを求めたバックフィットであると、私はそう理解してますと。
1:27:03	一方でどうしてもできない場合っていうに限ってちょっと工夫した置き方をすることによってということだと思なんですけど。
1:27:11	どうしてもって言うところはここはやはり許容できないリスクであるというふうに四国電力として考えましたとそういう理解でいいんですね。
1:27:20	当職カシゲマスです。車両、当社ではそのように考えてございます。
1:27:29	規制庁西内です。
1:27:31	まずお考えはわかりました。ちょっとまずは先ほどお伝えした通りですけど、ちょっと四国電力として考えを、
1:27:37	1000 正確に書いていただくということをちょっとお願いをできればと思います頭充実化という部分ですね。
1:27:43	というところをお願いします。
1:27:49	所長町田でもいいですか。
1:28:04	はい。規制庁西内です。あとはそういう意味ですいません今の部分の充実化っていうところかというと、四国電力としてどのラインが許容できないとっていて、
1:28:14	要はこういう合格が講じられればできるんだけど、それがどうしてもできないからっていうラインをもう少しちょっと明確化多分それは甲斐先ほど確認したような、過去の工事の実績ですよ。例えば
1:28:25	先ほどお話したのSFPの、
1:28:28	の監視カメラの話とか、そういう事例で多分いただいて説明いただければもう少し四国電力の方で考えていることがもう少し伝わるのかなと思います。そういうところの充実がちょっと引き続きお願いをできればとは思っています。
1:28:42	はい。よろしく申し上げます。吉国シゲマスで承知いたしました。
1:28:47	はい。続けてですけど、もうちょっと待ってくれるはいどうぞ。
1:28:51	すいませんここはどうかという話じゃなくて今の話を踏まえた上でちょっと、
1:28:58	四国電力側のちょっと認識、認識というか事実か事実、技術的な認識をちょっと教えて欲しいんですけど。
1:29:07	ここのエリア、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:29:10	ていうのは、
1:29:12	空気の流れる話って言うと、ちなみにど、どんなイメージで考えておけばいいんですか。結構空気が滞留してるようなイメージを考えておけばいいのかそれとも、
1:29:23	何か空調とかで空気の流れが何か一辺倒でこういうふうの流れてますみたいなそういう話があるのか、どっちなん、どっちなのかっていうのをすいませんちょっと事実関係だけ教えていただいてもいいですか。
1:29:41	四国電力高木でございタカキです。こちらのSFピットエリアにつきましては期間、機械換気機械換気しているエリアとなりますので、
1:29:51	なりますので一辺倒の風の流れがございます。
1:29:56	今、資料には反映、検討の流れになってございます。以上です。
1:30:02	はい、ありがとうございます。その流れってというのは、基本的には同一方向でずっと固定されてるみたいなイメージで、という理解でよろしかったですかね。
1:30:14	四国電力高木です。
1:30:17	ご認識の通りで相違ございません。
1:30:20	わかりました。そしたら、あと
1:30:24	実際にその難しいという理由の説明と合わせて今後
1:30:30	この場所でOKですよっていう話についてちょっと定量的な話は難しいと思うんですけども、
1:30:37	定性的に空気の流れってというのはこういうふうになっているんで、だからここで確実にキャッチできるんですみたいなですねちょっとそういった説明も今後あわせてお願いしたいんですけどもそれは可能ですか。
1:30:51	四国電力高木です。承知いたしました。ちょっとこちらの別、
1:30:55	エリアの説明資料の中に空気量を踏まえた感知性の戸村清の説明を追記するように、記載を充実させてます。
1:31:05	よろしくお祈りしますちょっとですねこの部分理解しようと思って読んでるんですけども、もうどうしてもその場所でOKだっというところが、
1:31:17	多分空気の流れで、ただどっかに排気孔とかですねそういうのが多分あるから、この場所でいいんだろうみたいなそういう話だというふうに理解すればいいのかなと思って読んでたんですけどちょっとそのですね間の部分が読みきれませんでしたのでちょっとすいませんが
1:31:34	どうしても施行規則通りに設置できないという話の後ですね、この場所が妥当であるというところにはそういったご説明をちょっと追加いただけると助かりますよろしくお祈りします。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:31:45	四国電力高木です。承知いたしました。
1:31:48	この部分について私以上です。
1:31:52	火災対策室タナベです。今の部分のところで煙感知キーの設置についてちょっと伺いたいんですが、そのSFPのピットエリアと新燃料のエリアのところの、
1:32:06	煙感知器の設置方法については、この床面から大体高さが3メートルから6メートルの間のところに支持鋼材を、
1:32:17	取り付けて、そこに感知器を、
1:32:20	設置するっていうのはもう
1:32:22	この一帯のエリア、全体的にこういう設計をお考えなんでしょうか。
1:32:31	四国電力高木です。認識いただいている通り、このエリアの練習、
1:32:37	すぐにつけるように、
1:32:39	考えてございます。
1:32:43	理解しました。そうすると、先ほどおっしゃってたその空気の流れ、に関して、ちょっと
1:32:53	記述があったと思うんですけども、例えばその感知器の間を通過して煙が上の方にいったとしても、すぐ気流に乗って、
1:33:05	感知器が確実に感知をすることができるっていうふうに、
1:33:09	おっしゃったのは、上の方に向かっていった煙がまた下の方に、
1:33:16	流れてきて、それで煙感知器が感知をするというふうにお考えということでしょうか。
1:33:25	四国電力高木です。そのご認識の通りで相違ございません。
1:33:32	はい、火災対策室さんのみですわかりました。
1:33:41	規制庁西内です。
1:33:46	はい。ちょっと続けてですけども、
1:33:53	そういう意味で今若干コメントNo.20のSFPの部分についてはコメントNo.20について、若干踏み込んで確認をしていただいたと思うんですけど、
1:34:04	これはあれですね他のエリアについても同じように反映させましたというのがまず御説明という理解でいいですかね。
1:34:11	東北電力高木でございます。ご認識の通りで、各エリアの個別説明の中で同じような記載をするような構成としてございます。
1:34:20	承知しました。衛藤。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:34:23	今回各個別への説明でまだ前、出てきてない部分もあると思うんですけど現時点で用意してる部分については基本的に反映させましたということですよ。
1:34:32	四国電力高木です。ご認識の通りでございます。
1:34:36	はい。規制庁西内です。承知しました。
1:34:39	ちょっと個別エリアの説明を組ま一度先にコメントNo. 1 回全部紹介して最後時間があればここを残りやりましょうかね。衛藤。
1:34:49	21 の部分ですけど、試合が発生する場所における感知の選定に関する換地レベルの変更なんですけども、
1:34:57	ここはちょっと簡単にご説明いただいてもいいですか。結局感度調整だと後作動防止には繋がらないっていう理解なんですよね。
1:35:07	国電力タカキです。ご認識の通りでございます。こちらに記載している通り、その概要説明の方でエリアの説明はするんですけどもこちらは
1:35:17	伊方発電所における管理区域内の不燃性のごみの処理をするようなエリアとなっております、
1:35:24	名声廃棄物の分別であったり切断であったりの作業を、
1:35:27	行いますので
1:35:29	作業によってどの程度の煙の時に、
1:35:33	相当する試合が発生するかについては推定することが難しいと考えて、
1:35:37	ございますそのため煙感知器の感度調整によって誤動作を防止することはできないと考えてございます。
1:35:49	はい。規制庁西内です。
1:35:52	何か本件、規制庁からありますか。
1:35:55	葛西室の斉藤です。すいませんこの部分のご説明で、
1:36:03	濃度が推定できないから設定できませんっていう話になる等、
1:36:11	要は粉じんがそ、そこまで
1:36:14	激しく舞い上がる場所だと、いうふうな説明になってしまうんですけども、四国電力側としては、そういう非常に濃い
1:36:25	粉じんが舞い上がる可能性が非常に高いと、いうようなご説明をしているというご認識で、よかったんです。
1:36:36	すいませんちょっとそ、その部分が、
1:36:39	確認しないとイケないかなあと思ってたんですけども、
1:36:45	四国電力高木です。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:36:48	濃い薄いについて定量的なお示しはできないんですけれども例えば廃棄物を入れるドラム缶をバンドソー等で切断するような作業をしてございまして、
1:37:00	バンドソーでの切断になりますので、そのバンドソーの真後ろに至っては、その局所的にはとても
1:37:06	こういうような状態になる可能性があると考えてございます。
1:37:12	それって1、すいません、葛西津野サイトウです。でもそれって一時的な話ですよ。実際には、それがずっと連続していて、伊豆でもたいつでも確認できない。
1:37:27	誤作動防止をさ、誤作動のような形でしか感知できないって話ではないような気がするんですけれども。
1:37:35	それでも人のGIが結構はGIというのは要は粉じんだと私は理解してまますけども粉じんが発生するというような場所になるってことのご説明なのかなというのがですねちょっとそこは気になるんですよね。あんまり
1:37:51	粉じん試合がですねそんなにし、舞い上がって非常に厳しいんだっていう話になると、ちょっとここ火災防護対策的にですねその場所についてはもう、
1:38:05	他の対策をですねあわせて確認しなければいけなくなってしまうんで、あえてそういう聞き方をさせていただいてるんですけれども。
1:38:14	要はですね審査会合のときに私が申し上げたかったことっていうのはですね、要はアナログ式の煙感知器っていうのは、結構高い能動まで設定でき、自由に設定できるはずだと、いうふうに認識してまして、
1:38:32	そのアナログ式の下、煙感知器をうまく高い方向に持っていけば、少々の試合であれば、誤作動防止っていうのは結構防げるんじゃないのかなと思っているんですね。それが、
1:38:46	株式の強みだというふうに私は考えているんですけれども。
1:38:50	その中で、それでもやっぱりアナログ式の煙感知器をこの場所では設定できないぐらいの試合が発生するんだっていうような話になってくると、
1:39:01	ちょっとそれはそれでですね、別の対策きちっとされてるかみたいな話を合わせて確認しなければいけなくなってしまうんで、それで
1:39:09	こういう聞き方をさせていただいてるんです。すいません質問の趣旨はそういうことですのでちょっと本当にジーンアイの場所についてですね、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:39:20	置けないのかどうかということについては今のこのご説明の仕方をするのであればですね今一度もう一度検討していただきたいんですけどもよろしいでしょうか。
1:39:31	電力タカキです。
1:39:34	ご承知いたしますまずあの、
1:39:36	ちょっと質問いただいたところご認識いただいている通り、
1:39:40	この説明資料の通りこちらで試合が発生するのは、人が作業をする際、
1:39:46	限りますので食事中 24 時間見合いが滞留しているようなエリアではございません。そこは認識ご認識いただいている通りでございます。
1:39:57	田野。
1:39:58	ご指摘いただきました通り、アナログ式の感知器ですので、
1:40:02	煙感知器であれば煙濃度をかなりこういうところまで設定できることは承知してございますので、
1:40:10	ちょっとその辺り改めて、
1:40:12	藤。
1:40:13	検討しながらこのエリアについて、
1:40:18	再度検討させていただきます。
1:40:22	栄河瀬理事の齋藤ですすみませんけれどもこの人や、生条件のところについては
1:40:29	途中までは理解してるんですけどもちょっと試合の場所についてはですね根本的にさっき申し上げた通り、一度ちょっと本当にご検討いただいてですね運用で
1:40:40	おけるので運用の変更うまくすることで置けるのであれば、きちっと置いていただけるような検討を今一度お願いできないかなと思っておりますのでよろしくお願いいたします。
1:40:51	私からはこの部分については以上です。
1:40:55	あと、四国電力のシゲマスですちょっと確認させていただきたいんですけども、
1:41:00	先ほど高木も申しました通り
1:41:04	この箇所につきましては全面的に
1:41:07	公務の試合本人が出るものではなくてですね、作業に応じて局所的に
1:41:14	高いところが出る可能性があるというところを考慮して誤作動防止対策、
1:41:18	これ考慮して、設置しないというふうに今考えてるものでございます。で、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:41:24	作業。
1:41:25	状況によって感度を下げる上げるとなると、
1:41:30	この作業がですねほぼ毎日してるような状況でございますので運用上、
1:41:35	そういう設定をちょっと変更していくところになりますので、
1:41:42	作業内容によって、濃度を変更するとなるとまたちょっと運用上厳しいかと思っておりますので、そうすると、一案としましては、作業中はこの煙感知器を隔離すると。
1:41:54	朝、そういった運用にもなり得るかなと思いますけれども、
1:41:59	そういった方法、
1:42:00	思ってもつけた方が望ましいということでしょうか。
1:42:07	アサヒの齋藤です。
1:42:10	的に試合試合が発生するとか、今作業を行ってる作業等の話を聞いてみると、やっぱり火災の感知はできる限りきちっとした方がいいなと思っておりますし、
1:42:23	実際に人がいないときについては、そうそういう火災可燃物があるんであれば、できる限りおいていただきたいなというふうに思っ
1:42:33	たん、原則論としては火災防護の観点からおいていただきたいなというふうには考えています。ただ、実際に食事中という話であれば、そんな時、人材としてはいたし方ないなと思うんで、別の対策きちっとしてるかみたいな話をやっぱり確認していくことになると思うんですけれども。
1:42:52	実際のところ、
1:42:56	アナログ感知器っていうのは基本的には火1ヶ所1ヶ所を変更することによって、誤作動防止をするという機能がきちっとついておりますので、
1:43:07	そういったところをうまく活用するというのをもう考え方として、
1:43:13	あり得るのではないかという、
1:43:16	のことを多分四国電力さんもお存知だと思っておりますけれどもその部分を考えていただいた上でですねそれで改めてこの部分の設置の仕方であるとか運用の仕方であるとかですねそうしたところを改めて後は考えていただいて改めて議論させていただければなというふうに考えております。これご回答になっているでしょうか。
1:43:36	四国電力シゲマスです。ありがとうございました。
1:43:40	下の調整とかも含めまして、改めてちょっと検討したいと思います。以上です。
1:43:46	試合の場所については、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:43:53	すいません火災対策室、田邊です。ここの場所についてちょっと教えていただきたいんですが、この 68 ページの図の青い点線の中が
1:44:04	区域だというふうに、エリアだということを理解しています。で、1 種類目が、点線の中に、アナログ式の熱感知器を設置して、
1:44:17	2 種類目は、この点線の中の通路みたいなところですか。
1:44:23	ここに設置した。
1:44:25	煙感知器が、
1:44:29	包含すると、嘘、そういう理解でよろしいでしょうか。
1:44:36	四国電力高木です。そのご認識で相違ございません。70 ページの方、お願いします。
1:44:43	70 ページに、
1:44:45	当記載しております通り、廃棄物の分別エリア今回のジーンアイが発生するエリアの周りについては、通路部となっておりまして、通路部には消防法施行規則通りに煙感知器を設置しておりますので、
1:44:58	それらで感知するというふうに考えてございます。
1:45:04	家財対策室タナベです。その点はわかりました。で、
1:45:10	68 ページの図でちょっと、
1:45:13	説明、説明じゃないの申し上げますけれども、
1:45:18	点線のエリアはこれは上部開放か何かしてるってということなんでしょうか。
1:45:26	はい。四国電力高木です。
1:45:29	こちらのエリアにつきましては天井面まで壁がずっと立っているエリアとなりまして上部は、その建屋の棟上階のフロアの天井部となります。
1:45:42	失礼しました。所、上階の床面が床面まで壁が立ち上がっているようなエリアとなり、
1:45:50	火災対策車、
1:45:54	火災対策室がないです。そうすると、
1:45:58	一応、
1:46:00	天井面まで壁はあるものの、完全に
1:46:05	何て言うんですかね区画をされているわけではなく、そこかしこに隙間があって、そこから出た煙が、廊下の煙感知器で感知をするっていう、そういう期待をしてるってということでもよろしいでしょうか。
1:46:19	オク電力タカキです。ご認識の通りで相違ございません。
1:46:25	家財対策伊佐タナベです。
1:46:28	それは理解しました。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:46:30	で、ちょっとわからないのがですね点線の中のエリアは負圧管理をされているということなんですけれども、
1:46:39	それで多分試合等をしているんだらうなというふうにはわかるんですが、そうした中でも、火災時に発生する煙が外に出るっていうことを期待することは可能なんでしょうか。
1:46:55	四国電力榊でございます。イトウ。
1:46:58	例えばその迂遠火災で発生する煙が少量の場合は仁愛と、
1:47:03	トーセ、あまり差異はそういう火災がないような物質となると考えてございましてそれら、
1:47:09	少量の無煙火災の煙であれば、この排気設備の、
1:47:13	等、
1:47:14	廃棄等、
1:47:17	処理されて、
1:47:19	何ら火災による影響はないと考えてございますその排気設備の、
1:47:23	等、
1:47:25	能力を超えるような、煙が発生した場合にはこのエリアからと。
1:47:30	出ていくような、密閉したようなエリアではございませんので廃棄能力を超えるような、君がこう、
1:47:36	と出た場合には、体積膨張によってその部屋外にも煙が出ると考えてございましてそのような、と大量の煙が出た場合には、
1:47:45	その外側の通路部の煙感知器で感知ができると考えてございます。
1:47:54	火災対策室じゃないです。
1:47:57	ご説明はわかりました。
1:48:06	規制庁西内ですけども、ちょっともう一度自分の中でも確認をしますがアマノ。
1:48:15	郷。
1:48:17	安保浅井家財はだからもはや関知しないことを最初考えてるってことですよね。
1:48:26	最初の方は、
1:48:28	ただそれはあれですよねあくまでこの場所っていうのは、何も置いてない場所っていう前提があって、
1:48:35	この雑固体廃棄物処理建屋って、全体を火災区域として設定してると思うんですけど、じゃあ、この場所から、その置いてある場所、まさに守るべき設備を置いてる場所がどれぐらいの距離感であって、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:48:50	だからここでどんだけその火災が燃えたとしても、その影響をそ、その影響という観点で問題ないんですっていうそういう説明になるってことなんですかね。
1:49:02	四国電力、高木ですご認識の通りでございます。この江藤雑固体処理建屋は、その後に木野通り一つの建屋が一つの区画と区域となっております。
1:49:14	このエリアの中で火災防護対象設備としてはこの建屋自体が、
1:49:18	対象と火災防護対象となっております、
1:49:22	建屋に対しては煙によって、何か
1:49:26	煙によって影響を受けるようなものではないと考えて、
1:49:30	誇大。
1:49:32	規制庁西内です。考え方は理解しましたちょっと自分の中でもう1回頭整理したのでまた引き続き確認させていただいて、
1:49:42	整理をさせていただきたいなと思うんですけど、ちょっと1点だけ先に68ページでちょっと唯一バツ現時点で想像がつかないところがあって、火災感知器の選定で上記に加え炎感知器を選定するっていうのはこれはなぜ基準適合性の観点で必要だと思っているって説明なのか。
1:49:59	自主の範囲の説明をされたようなこれは何、何の説明をされたいんですかねっていう中だけちょっといいという、その
1:50:06	理由がよくわからなかったんですけどこれはいかがですか。
1:50:11	電力タカキでございます。衛藤。今回
1:50:14	フロー図で、火災感知設備の積をしてございましてフロー図に、当てた時にはこちらは熱感知器プラス、煙感知器は設置できないので煙感知器を設置基準に、
1:50:26	設置基準を満足するような設計とするようなエリアとなりまして炎感知器を設置するように、フロー上はなりませんのでプラスアルファの勤務感知器として、
1:50:37	前期5の、て基準適合に必要なものでは、
1:50:41	ないけれども自主として、この香月を設置するというそういう記載して、
1:50:48	ちょっとそこを分けていただかないと、ちょっと理解がしづらいんですよ。あのフローはあくまで
1:50:57	基本設計方針として、まさにこの公認で対応する範囲の話をしてるわけですよ。
1:51:03	で、それとまさに自主で追加でやろうと思ってる部分を並列で書かれてしまうと、そのフローとの整合も取れないですし、そのどこまでは何を説

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	明したいのかっていうのがちょっとわからなくなってしまうので、もしやりたいのであれば
1:51:17	加えて、加えてって書いてるのがそういう趣旨なのかもしれないんですけどとりあえずまずそういう理解だと理解しました。だからこういうふうに書いてるのは、1点目は西部若生って言ってるのがフローに基づいて設置しているものであって、
1:51:31	加えて書いてる部分はその他、自主的なところでやることを想定しているものってそういうことですね。
1:51:37	はい。四国電力高木です。ご認識の通りです。ございません。只野助教は理解しました大丈夫ありがとうございます。
1:51:44	すいません若干予定してる時間が来てしまいましたけども、20分くらいだけでも延長して少しもう少し進める形でよろしいですか。
1:51:55	大丈夫ですかね。
1:51:57	はい。少しちょっと残り一応確認事項自体は少ないと思うのでちょっとまず確認を。
1:52:03	引き続き進めたいと思いますけども、
1:52:05	そういう意味で22番も多分一緒に今確認をさせていただいたと思ってますので、
1:52:11	23番の炎感知器の方については、
1:52:16	これはそもそも、
1:52:17	一応確認、説明だけいただいてもいいけどそもそもだから、何もないんですってそういうことですね。
1:52:24	四国電力高木でそのご認識で相違ございません。
1:52:27	わかりました。規制庁西内ですけどここは何か規制庁から追加の確認ありますか。よろしいですか。
1:52:34	これさ、土佐河西のサイトです。この部分については多分私が
1:52:42	多分審査会合のときに、発言したものを、対応しているのに対してご検討いただいたものだというふうに認識してまして、
1:52:54	今のこの説明に、現状においてはこの説明でとりあえず理解しましたという状況ですが、今後議論の進展等によってですねまた
1:53:05	再度こうした防水、
1:53:08	方の感知器の選定で防水型とか防爆型とかいうのでなくて大丈夫なんですっていう確認は場合によってはさせていただくことがありますのでよろしく願いいたします以上です。
1:53:21	四国電力高木です。承知いたしました。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:53:25	はい。規制庁西内です。続けて 24 番ですけども、中央制御室の火災監視に関してですけども、
1:53:33	これは、
1:53:37	警報をんでしっかり特定をしますっていうことだと思いますけども、これは、その辺の追加で何か規制庁側から確認ありますか。
1:53:47	基本的にはだから中央制御バーン、ちょっとこれは 1000 私から追加で確認したかったことではあるんですけど、
1:53:57	資料でいうと、
1:53:59	すいません。
1:54:01	97 ページのところですかね。
1:54:04	中央制御盤って言ってるものって、いわゆるメインディスプレイのことでいいんですよね。
1:54:11	ちょっとよくわかってないのがメインディスプレイ上の上の方のその警報
1:54:16	部分として表示されるっていうことですか。
1:54:18	て理解でいいんですって。
1:54:22	電力タカキですね。
1:54:25	イメージされてるメインディスプレイと同じものを考えてると思うんですけどもその、
1:54:30	そちらに発信するのは煙熱炎感知器、
1:54:35	が、感知器動作作動したときだけになりまして、光ファイバ温度監視装置が、
1:54:42	作動した時はそちらには江藤発振警報発信はございません。
1:54:46	そこはすみません理解するつもりだったんですけどその煙熱が行った時には、
1:54:53	何かメインゲストにどういう形で表示されるイメージなんでしたっけ要は
1:54:57	火災が発生しましたくらいの警報が出て行って具体的にその火災の発生場所とかを特定しに行くのはこの中央制御盤じゃなくて火災受信機盤の方。
1:55:08	で見に行く。そういう理解をすればいいですか。要は中央制御盤の役割っていうのはあくまでそのきっかけを与えるものであってそういう理解ですか。
1:55:16	不全四国電力高木です。後者の方で、ご認識相違ございません。警報版でははい。
1:55:21	この代表警報って書いてるのがそういう理解っていうことですよ。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:55:25	理解しましてありがとうございますで、光ファイバーの方についてはそもそも代表警報すらいかないので、音による、
1:55:36	気づきというか、認知をさせるっていうそういう設計だっていうことですね。
1:55:40	ちょっとすいません光ファイバーの衛藤。
1:55:44	ただ受信機盤と、メインの火災受信機盤とあと中央制御盤のちょっと位置関係だけちょっとすいません野瀬図面上で確認をしたくて、よければ補足説明書に追記で図面を配置図面を
1:55:58	つけていただいて、ちょっと明確にわかるようにしていただいてもいいですか。
1:56:02	四国電力高木です。中央制御室での盤配置について、資料を追加いたします。はい。規制庁西内です、その際、多分警報オン、
1:56:14	どこから出るのか、くらいだけちょっと明確に説明いただければ、
1:56:19	いかなれば端っこのこと、どういう方法にあったとして、どれくらい陸にどういう位置関係どういう状況環境かっていうのだけちょっと把握しておきたいって確認です。
1:56:32	四国電力高木です。承知しました盤配置と、江藤音響のDELL出力元の場所ということで、資料反映いたします。
1:56:40	はい。そこだけちょっと確認いただければと思います基本的にはど銅版には見てって書いてあるので多分坂からってということだと思んですけど。
1:56:49	ちょっとその位置関係だけ明確に確認しておきたいというところでそこだけ充実化をいただければと思います。基本的な設計思想は理解できましたので、
1:56:57	私はここほかにないですけど規制庁側からまずありますか。
1:57:02	葛西室の斎藤です。ここで多分、お願いしてるのは私だと思ってますんで先ほど西内からお願いがあったところについては私もちょっと確認したいので説明をよろしく願いいたします。あとちょっとすいません
1:57:19	位置関係以外で役割についてすいませんもう一度念のためのゴシツ確認をさせていただきたいんですけども、中央制御盤のところの形って書いてあるこの警報発信っていうのは、結局何をす。
1:57:35	何をすんでしょうかっていうところをすいませんちょっともう一度教えていただいてもよろしいでしょうか。
1:57:43	四国電力しれますです。中央制御盤に出るのはもう、葛西。
1:57:48	受振、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:57:49	ちょっと名称忘れそうですけど火災受信機っていう警報のみが発信するものでして、
1:57:54	火災の発生ですとか故障ですとかそういったものを含めて、一つの窓に、
1:58:00	そういった文字で
1:58:02	警報が発信されます。
1:58:05	先ほど西内さんおっしゃいましたようにそれを、それを確認したあと運転員は衛藤中央制御室内にあります火災受信機盤に行きまして、
1:58:13	発生なのか当初 7 日なのか、そういったものを確認するという、
1:58:18	手順となっております
1:58:21	加西市の齋藤です。ありがとうございますえっと、
1:58:28	ということは、すいません私の理解が間違っていればまたご指摘いただきたいんですけども、火災受信機盤のところから火災受信機の方から火災信号が火災進行注意するようなメッセージが、
1:58:43	表示された場合に、中央制御盤のところでも表示されるとそういうようなイメージでよかったですでしょうか。
1:58:51	四国電力重松です。ご理解の通り、ご理解の通りではあるんですけど実際には、
1:58:58	もうほぼ同時に受信機盤と中央制御盤と両方から音が出るような状況でございます。
1:59:05	葛西サイトウさんありがとうございました。であれば火災受信機の方からも音が出るってことなんですね。
1:59:13	その区長制御盤に傾向警告が警報が出た場合にはということですけども、
1:59:20	当直のシゲマスですその通りでございます。
1:59:24	すいませんそれであともう一つは、もう一つ、光ファイバー式のやつはまた個別に
1:59:32	入ってきてそれについては光ファイバー式の火災受信機盤の方で、
1:59:41	ケイホンだけが出てその場合にはそれを見に行くというような運用だということなんですね。
1:59:50	四国電力重松ですご理解の通りでございます。
1:59:55	すいません最後にちょっと考え方だけお聞かせいただきたいんですけどもそうであれば、光ファイバー式の火災受信機盤の話も、中央制御盤のところでも同じように表示させることは可能だと思うんですけどもそれを、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:00:10	やらないでこうやって分けてやる運用にしてるちょっと考え方についてだけ、お聞かせいただければと思うんですけども。
2:00:24	四国電力高木です。
2:00:26	藤。
2:00:29	こちらの衛藤。
2:00:30	設備については再稼働時に、すいません新規採用時に設置されたものでして今、それ、その当時の設計思想について説明するような資料を持ち合わせてごさいませんので持ち帰りとさせて、
2:00:45	あすいません被告電力モリタです。
2:00:48	ご質問は、なぜ企業制御室給与制御盤に発信しないのかということですからけれども、
2:00:56	ここ給与制御盤ってひとまとめに書いてますけれどもこれ実際は、
2:01:01	タービン発電機補助盤だとか、主盤だとか、原子炉補助盤だとか換気空調盤とか、それぞれたくさんの強制力があります。
2:01:12	で、それぞれの目的が運転員に、状態を放置するということですので、費用制御室にある、
2:01:20	火災、
2:01:21	光ファイバーの火災受信機、
2:01:23	場も、わざわざ、この費用制御盤と言われるものに出す必要はなくて、目的としては、旧運転員に、
2:01:33	異常だとか、検知したことを放置する目的を十分達成できるので、わざわざ
2:01:40	ここで有給を制御盤に入れる必要はないと、そういう設計思想でございませう。以上です。
2:01:46	笠井氏の齋藤です。
2:01:49	今のご質疑ご説明だと、私がお伺いしてる話し、ご質問させていただいた趣旨として、火災受信機盤と同じように、ば、
2:02:01	出さない理由はなぜかという話、何か直接お答えいただいてないような気がするんですけども、多分この部分について、今の私の説明については、ご質問については、
2:02:12	実際の位置関係を見せていただいてから改めてすいません、議論させていただければと思いますのでよろしく願いいたします以上です。
2:02:24	四国電力高木です。承知いたしました。
2:02:33	江藤ニシウチですけど、ちょっとさっきの

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:02:38	やりとりだけちょっと念のため私の認識も含めて確認したいんですけど、
2:02:42	あれですよ先ほど森田さんがおっしゃったのは、
2:02:46	あくまで火災の発生場所特定数機能っていう意味は、中央制御盤にはなくて、
2:02:53	火災受信機盤後は光ファイバーの方の受信機盤がその特定を持ってますと、あとは、火災が発生したっていうことを中央制御室の運転にどう伝えるかっていう話で、
2:03:05	メインの方については中央制御盤の機能を使っては伝える。
2:03:10	光ファイバーの方については音っていう機能で伝えるっていうそのやり方の違いであって、素行はどちらかという等、また場の配置状況とか踏まえて多分検討しているという理解でよかったですか。
2:03:28	四国電力シゲマスですご理解の通りでございます。
2:03:31	わかりました。規制庁ニシウチですわかりますし、
2:03:34	どうも。
2:03:35	一定の理解は何となくできたのかなという気がするのでもとはちょっと具体的な配置とかも含めて、ちょっとまた説明をいただければと思います。
2:03:43	はい。衛藤。
2:03:45	あと最後のコメントですかね。監視回路の話で使用しているケーブルの耐熱性の話ですけども、
2:03:53	これも一番最後の説明書の部分に書かれてますけども、
2:04:00	はい。規制庁側から何か確認ありますか。
2:04:09	これは、いわゆる難燃ケーブル、非難燃ケーブル、
2:04:13	という理解とどういう数か、大枠でいうとどうなるんですけど。
2:04:24	オクデラシゲマスですけども
2:04:26	試験方法が全く異なりまして、難燃性と別に耐熱性という要求が障防法の方でございますので、そちらに適合するというものになってる。
2:04:35	わかった規制庁西内ですけど、まだそもそも概念が違うということですね。
2:04:40	発電所の中で使用している火災防護対象ケーブルって、
2:04:46	難燃非難燃
2:04:49	っていう枠にか。
2:04:50	くれるものではなかったんですけど、すみません、若干ちょっと記憶が曖昧なっちゃったんですけど。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:04:57	あれ。
2:04:58	そもそも耐熱性を有してないケーブルについては難燃か非難燃かって話。
2:05:05	少しお待ちいただいでいいですかすみません。
2:05:38	あ、すみません規制庁西内ですけど。
2:05:41	すみませんちょっと改めて火災防護審査基準見てですけど、基本的な要求としてケーブルは難燃ケーブルを使用することってあって、なっていて、
2:05:49	結局できないとき避難の時にどういう措置しますかっていうのは結構新基準のときから切りやっただと思うんですけど、
2:05:55	そういう意味でいうとこれは、
2:05:58	もっと上位のレベルなんですってそういう理解をすればいいんですか。
2:06:08	スコープ電力タカキです何年と耐熱性どちらが上位かという
2:06:13	ことのご質問、上場。
2:06:20	金法が、
2:06:44	すみません、規制庁ニシウチですけどだからいうなればあれですねこのケーブルって安全系のケーブル、
2:06:51	トップとかとはそもそもともな要求として違っていて、
2:06:56	障防法の、うん。
2:06:58	規定に基づいた、
2:07:02	ケーブルを使用していますっていうご説明をいただいたものと理解すればいいんですかね。
2:07:09	四国電力高木です。ご認識の通りです。
2:07:13	わかりました。ちょっとすみません私の方でも関係法令等々を確認したいと思えますけども引き続き、本件今現時点で何か規制庁側から確認事項ありますか。
2:07:21	河西さんサイトウです。大した確認ではないんですけども、
2:07:30	この火災監視回路のケーブルっていうのは今、二つ前のページの97ページのところであるところのこの、
2:07:40	新規敷設って書いてあるところの理解でよかったですよね。
2:07:49	四国電力高木でございます。
2:07:54	結
2:07:57	99ページの8ポツ2で記載しているケーブルにつきましては、
2:08:03	メタルケーブルの使用となります。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:08:09	あ、そうですねそれ、これもそれはすいません、葛西さんイトウですそこについてはすいません後で聞こうと思ってたんですけどメタルケーブルなんです。で、そこを繋いでる場所については、要は 97 ページの
2:08:22	受信機、
2:08:24	盤改造とかいろいろ書いてあるところ等中央制御室にある火災受信機盤の間のところをつなげて新規施設でつなぐケーブルという認識でよかったですでしょうかということを知りたかったんですけども。
2:08:38	四国電力高木でございます衛藤の新規布設と書いてるうちのですね受信機盤と地震機盤を。
2:08:46	つなぐように書いてある新規敷設ラインにつきましては光ケーブル。
2:08:51	となりますので 8 ポツ 2 のこの、こちらの資料とは別のものとなります。あちこちに監視回路と記載してございますのは消防法施行規則で、
2:09:01	書かれております通り受信機盤からこの感知器までの間の配線に関わるものとなりますので受信機盤から感知器までの、
2:09:12	と回路に用いるケーブルの使用となります。
2:09:18	ちょっとか財政のサイトウです。お答えをありがとうございます。私が気
2:09:24	当時からお聞かせ聞きたかったのは受信機盤と中心機盤内の光ファイバーについては、これは耐熱性とかは一定程度あるんでしょうかということを確認したかっただけだったんですけども、
2:09:38	失礼しました。四国電力高木です。光ファイバーケーブルについてもこちらとは別の規格となるんですけども消防庁が定めるものに適合したケーブルを使用すると計画書としてございます。
2:09:51	関西支社の齋藤です。とりあえず事実関係としての確認は理解いたしましたありがとうございます私からは以上です。
2:10:01	はい。規制庁西内です。
2:10:04	今の説明も多分、補足説明資料の方に追記をいただいて、ご提出をいただければと思います。
2:10:11	はい。ちょっとコメントも一通りまずは拾えたのと、あとちょっと競争で若干時間後も使っているんで、ヒアリングはここまでにさせていただいてまた次回、今日お話をさせていただいたコメントと、あとは、
2:10:25	個別具体的なエリアの確認ちょっとその前段のフローの話でのイメージが固まってこないとなかなか個別の確認進めても意味がないのでそこは引き続きまた確認を進めていきたいと思っています。
2:10:36	残り残ってるエリアについても引き続き資料の作成を進めていただいて、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:10:40	確認を引き続き進めていきたいと思ひます。
2:10:44	そうしましたら全体通してですけどもう四国電力側から何かありますか。
2:10:49	よろしいですか。はい。
2:10:51	規制庁側から全体通して何かありますか。よろしいですか。
2:10:56	はい。
2:10:58	はい。
2:10:59	そうしましたら今日のヒアリングはこれで終了にしたいと思ひますありがとうございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。